

平成 27 年 7 月 13 日（月曜日）

第 2 回 松 島 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

（第 1 日 目）

平成27年第2回松島町議会臨時会会議録（第1号）

出席議員（14名）

1 番	澁 谷 秀 夫 君	2 番	赤 間 幸 夫 君
3 番	櫻 井 靖 君	4 番	片 山 正 弘 君
5 番	後 藤 良 郎 君	6 番	小 幡 公 雄 君
7 番	高 橋 幸 彦 君	8 番	今 野 章 君
9 番	太 齋 雅 一 君	10 番	色 川 晴 夫 君
11 番	菅 野 良 雄 君	12 番	高 橋 利 典 君
13 番	阿 部 幸 夫 君	14 番	櫻 井 公 一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	大 橋 健 男 君
副 町 長	高 平 功 悦 君
総 務 課 長	熊 谷 清 一 君
財 務 課 長	舘 山 滋 君
企画調整課長 兼企画調整班長	亀 井 純 君
町民福祉課長	阿 部 利 夫 君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本 間 澄 江 君
産業観光課長	阿 部 礼 子 君
建設課長	中 西 傳 君
会計管理者兼会計課長	安 部 新 也 君
水道事業所長	櫻 井 一 夫 君
危機管理監兼 環境防災班長	赤 間 隆 之 君
震災復興対策監	小 松 良 一 君
企画調整課参事兼 まちづくり支援班長	千 葉 繁 雄 君

震災復興対策室長

建設課参事 赤間 春夫 君

総務課参事兼
総務管理班長 太田 雄 君

水道事業所施設班長 中條 宣之 君

教 育 長 小池 満 君

教 育 課 長 櫻井 光之 君

教育課参事兼
学校教育班長 児玉 藤子 君

事務局職員出席者

事務局 長 佐藤 進 主 事 阿部 友希

議 事 日 程 (第1号)

平成27年7月13日(月曜日) 午前10時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〳 第 2 会期の決定

7月13日の1日間

〳 第 3 議案第72号 指定管理者の指定について

【松島町文化観光交流館】

〳 第 4 議案第73号 工事委託に関する協定の締結について

【浪打浜排水区雨水ポンプ場】

〳 第 5 議案第74号 工事委託に関する協定の締結について

【普賢堂雨水ポンプ場他1施設】

〳 第 6 議案第75号 工事請負契約の締結について

【古浦地区避難施設建設工事】

〳 第 7 議案第76号 工事請負契約の締結について

【手樽地域交流センター備蓄倉庫建設工事】

〳 第 8 議案第77号 工事請負契約の締結について

【松島運動公園備蓄倉庫用地造成工事】

〳 第 9 議案第78号 工事請負契約の締結について

【石田沢地区避難場所整備その２工事】

- Ⅱ 第１０ 議案第７９号 工事請負契約の締結について

【三十刈地区避難場所整備その２工事】

- Ⅱ 第１１ 議案第８０号 工事請負契約の締結について

【町道東浜２号線外道路整備工事】

- Ⅱ 第１２ 議案第８１号 工事請負契約の締結について

【町道手樽・富山駅線避難道路整備工事】

- Ⅱ 第１３ 議案第８２号 平成２７年度松島町一般会計補正予算（第３号）について

- Ⅱ 第１４ 議案第８３号 平成２７年度松島町下水道事業特別計補正予算（第１号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第2回松島町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますのでお知らせいたします。―――様、
ほか1名の皆様です。

それでは、町長より挨拶をお願いします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第2回松島町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶
を申し上げます。

議員の皆様方には議会臨時会にご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、私事ではございますが、お許しをいただきまして次期町長選挙について申し上げ
ます。

私は、これまで2期8年と半年余り町長を務めさせていただきました。この間、大震災も含
めさまざまなことがあり、それに対応した事業と施策を行ってきたわけですが、これ
らを踏まえた上で、次期町長選挙に3期目の出馬を決意いたしましたので、ここにご報告申し
上げます。

その理由と動機でございますが、1として震災復興の完成と、それをばねにした新しいまち
づくりの実現でございます。2として継続するまち松島の地域づくり、まちづくりの推進であ
ります。どちらも私が町長として当初から手がけ、形のついてきた部分もございますが、状況
としてはまだまだ途上でございます。これらの事業施策が町民の皆様方の用に供し、効果、機
能を実感していただいた上で、新しいまちづくりに町民一丸となって邁進することができるま
での環境づくりが私に課せられた務めであるとの認識から、今回の出馬を決断したものでござ
います。

なお、健康面に関しましては、前の定例の議会でもお話ししたとおり、全く問題がないと考
えておりますし、現状も極めて順調でございますので、町長の責務に十分応えることができ、
町民の皆様方の期待に応えられるものと考えております。

以上、ご報告申し上げ、議会の皆様方のご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し
上げます。

次に、水族館の跡地活用についてでございますが、3月からこれまで町内各種団体の代表者
の方を委員として検討を重ね、7月7日に答申をいただきました。これをもとに、松島公園の

管理者でございます宮城県に対して要望していきたいと考えております。

さて、本日提案いたします議案は、指定管理者の指定が1件、工事委託に関する協定の締結が2件、工事請負契約の締結が7件、平成27年度補正予算2件についてご提案させていただくものでございます。

後ほど提案理由を説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、5番後藤良郎議員、6番小幡公雄議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 議案第72号 指定管理者の指定について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第72号指定管理者の指定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第72号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

松島町文化観光交流館の設置及び管理に関する条例に基づき、町民の芸術・文化向上の推進並びに音楽や芸能など芸術文化活動推進のため、生涯学習等の拠点施設としてより専門的な知識と技術による施設運営を図るため、指定管理者を募集したところ1団体から申し込みがありました。

指定管理者選定につきましては、申請者から提出された事業計画書及び関係書類について町指定管理者選定委員会において審査した結果、具体的な事業計画及び施設の効率的な運用計画、芸術文化事業の公演実績等について高く評価できることから、指定管理者として安定した施設

の管理運営が可能と判断し、株式会社ＢＢＩを指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、教育委員会から本日の議案に付しました資料等につきまして説明させていただきたいと思います。あわせて、本日、配付させていただきました追加資料につきましても説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、本日の議案の1ページ目です。松島町文化観光交流館指定管理仕様書・募集要項の抜粋ということで説明させていただきます。

まず、1として基本となる運営管理の指針ですが、5つほど挙げております。そのうち、まず1つとして積極的な事業の情報公開に努めること。2つ目、利用者の意見を運営管理に反映させるよう努めること、それから利用者や利用団体に対しては親切で心のこもった対応を心掛けること。3つ目として、文化・芸術事業の企画、実施に努めることなどを挙げております。

それから、2といたしまして指定の期間ですが、平成27年10月1日から平成32年9月30日までの5カ年間とするということで定めております。

3つ目、募集の資格でございます。（1）といたしまして仙台市及び2市3町に本店または営業所を有しているものであること。それから、（6）といたしまして松島町業務委託指名競争入札参加資格登録簿に登録されていること。それから（7）といたしまして2つほど挙げておりますけれども、防火管理者の資格有する者、それから舞台機構調整技能士3級以上の資格を有する者。それから（10）といたしまして本町で開催される式典やイベント等を広く宣伝し、芸術、文化、観光等の振興に資することができることということで定めております。

それから、4つ目の指定管理料ですが、年間予定委託の指定管理料の限度額を2,057万6,000円とすると。ただし、平成27年度並びに平成32年度につきましては6カ月間ということになりますので、それぞれ1,028万8,000円ということになります。合わせまして、5カ年総額で1億288万円でございます。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。

まず、松島町文化観光交流館の指定管理者についての業務の概要でございます。

まず1として施設又は設備の利用の許可に関する業務ということで3つほど挙げております。

それから、2つ目、管理運営に関する業務ということで、特にキのところで施設設備保守業務ということで移動観覧席保守点検業務、それから舞台照明保守点検業務、③として音響施設機器保守点検業務。それから、ホールをたびたび、これから運用していくようになりますので、清掃業務。それから、建物の維持業務、それから備品の管理業務としております。

それから、3つ目といたしまして、利用に関する料金の徴収。

それから、5番目に記載しておりますけれども、施設の集客促進に関する業務と事業評価の業務、これを義務づけさせていただきたいと記載しました。

それから、3ページをお開きいただきたいと思います。

団体の概要調書でございます。

団体名は株式会社B B I、設立が平成18年7月5日、資本金は300万円でございます。

これまでの流れといたしまして、平成18年に仙台市中心部活性化のイベント、ラジオ番組製作会社等を設立しております。平成22年に魅知国仙台寄席をスタートいたしまして、平成23年には震災に伴っての落語芸術協会仙台事務所を設立し、被災地の支援に当たっております。それから、平成24年東京の公益社団法人日本芸能実演家団体協議会、会長は野村萬さんでございますけれども、こちらの東北担当をしております。平成26年魅知国山形寄席をスタートしております。

主な業務ですけれども、イベントの企画・制作、それからコンサート、演芸、寄席の興業及び紹介やあっせんです。それから、テレビ・ラジオ番組の制作等々を行っております。

続きまして、財務状況ですけれども、平成25年度の総資本が1,288万8,000円でございます。そのうち自己資本といたしまして、これが395万5,000円ということで、総資本の30.69%ということになっております。自己資本というのは、何にも属さない本当の、本来の自分たちの資本ということになるかと思います。

経常利益ですけれども、これについては7万6,000円ということで、事業の額が年々大きくなってきておりますので、従業員の採用とか車両の購入、音響設備の購入ということで24年度に流動資産も大幅に変更しております、これらに充てた金額で7万6,000円ということで減価償却分にかえたということになります。

それから、下の総括管理責任者ということで、こちらの名前になりますけれども、指定管理ということで、もしこれが確定すれば施設管理職員といたしまして若生紀子ということで52歳、食品衛生責任者と防火管理者（甲種）の資格を持っております。

それから、施設設備職員ということで渡邊萌、27歳、舞台機構調整技術者ということで3級の資格を持っています。この舞台機構調整技術者というのは、ホールとか会館を運営するに当たって、会館の管理者が一流の技術的なものも導入してこれからホールを活用するということで、建物の管理者が判断し、こういった方を採用するかしないかを決めております。

大半、大規模な設備を持ったホールにつきましては、こういった方々が採用されているということでございます。七ヶ浜の国際交流村につきましても、こういった方々を委託して、年間1,000万円という金額を支払っているようでございます。

その他の職員といたしまして、町内の雇用予定ということで、窓口業務ということで1名、それから土日祝祭日の夜間対応ということで2名、町内採用を予定しているということでございます。

それ以外にもB B Iの社員7名の中に防火管理者講師が2名ということでおります。こちらにつきましては、B B Iの代表取締役をやっております白津守康さんでございますけれども、自社ビルを持っておりますので、そういった関連でこういった資格者を持っているということでございます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。

建築物等施設管理業務実績調書でございます。こちらにつきましては、これまでの運営実績のある施設ということで、「せんだいなびつく」ということで仙台市から委託を受けて、特に中心部の商店街活性化、それから集客増加等に向けたPRに向けた事業運営ということで仙台市の委託事業で、下記の業務について行っております。こちらにつきましては、ことしの3月で閉めております。

それから、「東北ろっけんパーク」でございます。こちらにつきましても、被災地の地域の企業、団体で制作する復興ショップの運営とか、そういったものにつきまして事業を展開しているということで、今現在もこれは仙台市から委託を受けて稼働しております。

これらの運営主体なんですけれども、3社で共同経営ということで、1社がB B I、もう1社がエスデーファイブ、それからもう1社が株式会社ラフ・アソシエイツの3社でやっております。この3社の代表がB B Iで行っております。

続きまして、5ページ目をお開きいただきたいと思います。

今回の文化観光交流館に係る指定管理者候補者の選定の結果の資料になります。

募集期間は、平成27年5月1日から平成27年5月31日までの1カ月間です。

応募団体が1社、審査の日程が平成27年6月11日、審査の方法につきましては下に記載の表

の5項目につきまして、それぞれ配点をしております。

6ページをお開きいただきたいと思います。

基準点が合計90点以下の場合の事業者は選考の対象外ということで、90点以上ということで今回この議会の議案に提出させていただいております。

それから、7番目、指定管理者候補の提案価格ということで、5年間の合計が1億288万円限度額でございます。

それから、指定の機関につきましても、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、追加で配付いたしました資料につきまして説明させていただきます。

まず、松島町文化観光交流館の管理に関する基本協定書（案）でございます。これは10章からの章立てで構成しております。教育委員会で、これまで指定管理を導入し実施しております都市計画公園の各団体等についても同じような内容で基本的には組み立てをしております。

まず、第1章につきましては、本協定の目的、それから指定の意義、それから趣旨の尊重等について記載しております。ここで第7条の指定期間ということで、10月1日から平成32年9月30日までの5カ年間ですということで定めております。

それから、2ページの第2章の本業務の範囲と実施条件ということで、こちらにつきましては、本業務の範囲ということで第8条、（1）本施設の利用の許可に関する業務、それから（2）本施設の施設及び設備の維持管理に関する業務、それから（3）といたしまして本施設の運営に関する事務のうち、教育委員会又は町長のみの権限に属する事務を除く業務ということで、教育委員会でもここを使って主催した行事等が今後もありますので、こういった文言を整理しております。

それから、第3章本業務の実施ということで、これにつきましては、第12条で本協定、年度協定、条例、及び関係法令等のほか、募集要項等に従って本業務を実施するということにしております。

それから、開業の準備ということで第13条に、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、町に対して管理施設の視察を申し出ることができるということで、事前の研修もできる体制をとっております。

それから、3ページの管理施設の改修等でございます。ここにつきましては、2項ということで管理施設及び設備の修繕について、指定管理者は修繕に要する費用が1件5万円を超える場合、町と協議するものとするということで、これにつきましては、文化観光交流館施設、平成25年9月末にオープンしておりますので、大変新しい施設ということで1件当たり5万円と

いう考え方をしております。

それから、3といたしまして、町は施設及び設備の修繕の費用として、指定管理者に年額30万円を前渡しすることとし、当該費用は、年度終了時に精算し差額を町に返納するものとするということにしております。

そのほか、情報管理につきましても17条等できちっと定めております。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。

第5章の業務実施に係る甲の確認事項ということで、事業計画書ですけれども、毎年度、事業計画書を提出し、町の確認を受けなければならないとしております。

それから、事業の報告につきましても、毎年度、終了後30日以内に提出しなさいということで定めております。

続きまして、5ページの第6章指定管理料及び利用料金でございます。

第24条指定管理料の支払いということで、第2項に町が指定管理者に対して支払う指定管理料の詳細については、別途「年度協定」で定めますよとしております。

それから、3項につきまして、指定管理料の支払いは、同一年度内において「年度協定」に基づき行うものとし、当該期間の指定管理料の支払いに関する請求書を町に送付するものとしますということで、この辺につきましては、これまでも監査でいろいろご指摘、ご指導いただいた内容に沿った形で整備させていただきたいということで、このような表記をさせていただいております。

それから、利用料金収入の取り扱いですけれども、これにつきましては第26条ということで、指定管理は、本施設にかかる利用料金を当該指定管理者の収入として収受することができると定めております。これをもとにいたしまして、指定管理者で窓口業務等に関しての職員を採用し、対応するという考え方を持っております。

それから、6ページになります。

指定管理料以外の町が負担する費用ということで、第30条（1）といたしまして火災保険料、それから町があらかじめ指定する施設維持管理に要する経費ということで記載しております。

この（2）のあらかじめ指定する施設維持管理に要する経費ということで、これにつきましては、文化観光交流館はさまざまな委託業務がございます。その中で、大変小さい金額も多いものですから、教育委員会また松島町役場として合併入札で、やはり競争に付するという原則をもってやって実績を残しておりますので、そういった部分については、今後も競争の理念に基づいて合併入札でやったほうが随契でやるよりは低く抑えることができるだろうという判断

をしております。

それから、音響とか可動席、それから照明灯関係、これらについては、他にその施設がございませんので、指定管理者にしっかりと資格を持った方がいらっしゃいますので、そういった方のチェックもしながら保守点検業務をするという考え方を持っております。

そのほか、さまざまな取り扱いの取り決めににつきましては記載のとおりですので、ご参照いただければと思います。

それから、最後に、A4の横長の1枚の紙になります。

宮城県内の公立文化施設、劇場、それから音楽施設を持ったものについての指定管理状況になりますけれども、県内21の施設でごらんのような取り扱いをしております。なお、ほとんどがホールを運営するに当たっての考え方でこのような取り組みをしているということで、資料として配付させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 3番櫻井 靖でございます。

じゃあ、ちょっとわからないところが数点ございますので質問させていただきたいと思ひます。

まず、応募資格等でございますが、配置予定技術者の資格のところに舞台機構調整技術3級以上とありますが、これに関しましては音響のみの資格でありまして、照明操作に関する資格ではないとはなっていますけれども、民間の認定ではあります、照明技術者技能認定1級、2級などがあるんですが、そういうのは考えていなかったのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今回のこの資格者につきましては、うちの町に関しましては、やはり音響ということでスピーカーも、そんな大きいものではございませんけれども、大変精度がいいものを設置しております。そういったこともございましたので、この音響機構の調整作業ということで、一番神経を使うのが実は音です。これまでも野村萬さんの狂言、それから落語、それから漫談、さまざまなものをやっておりますけれども、音をどのように拾って流すのか。

例えば、東京から野村萬さんたちのような方々が来た場合は、東京からのスタッフも来ます。東京からも機材を持ってきます。それをどのように音のラインをつないでホールの中に音響をこだまさせるのか。そういった大変専門的なレベルで調整させていただくようになります。

それから、あと例えば落語の桂歌丸さんなんかもそうなんですけれども、大変声の力が弱い場合、音をどのような形で拾うのか、前のマイクだけじゃなくて天井につけた集音マイクでもどのように、どの割合で拾うのかということで、これが大変難しいということでしたので、うちといたしましては、舞台機構調整の音響機構ということで、これをまず採用させていただいて、照明に関しては、うちの照明は通常のステージの照明とそれほど変わりはないものですから、スポットライトもありますけれども、スポットライトは基本的にそのスタッフの指示を受けてうちの音響関係の職員もできますので、そのような採用をさせていただいたということです。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 多分、照明という認識がすごくないのかなと思うんですが、照明というのは火災が起こったり落下事故につながりまして、死亡事故とか、そういうことの可能性がすごく高いことにございます。これを素人が扱うとなると、本当に大変な事故が重なるということになっております。

現在の公民館、私はこの間、ちょっと手伝わせていただきましたが、音響の照明の球が8個切れておりました。予備の球が1個しかございませんでした。大変ずさんな管理でございます。こういうことが本来あってはならないのではないかなと思います。照明を甘く見ている証拠ではないのかなと私は思っております。

本当に、この間、それでB B Iと方ともちょっと仕事をそのときさせていただきまして、B B Iの方に少し質問させていただいたんですが、照明に関してはほとんどわからないということでした。それから、看板のボタンを下ろす際、本来だったらそこに近づかないというのが原則ですけども、それに不用意に近づく行為というのがございました。こういうことがございまして、私はすごく不安に考えております。そこら辺はどう考えているのか、お伝えください。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） いずれにしても、B B Iさんも実際にいろいろな運営をやっておりますので、照明等も担当しておりますので、今後、今、議員さんからご指摘いただいた点について、再度、もし承認いただけるのであれば、B B Iさんとその辺もしっかり詰めて、照明の火災事故につながらないような運営を指示していきたいと思いますので、ただいまのご質問につきましては、大変うちとしても参考にさせていただきながら、しっかりとした心の準備を持って指定管理者と打ち合わせをしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ここのＢＢＩさんなんですけれども、ここのところと運営ということであったんですが、「せんだいなびっく」「東北ろっけんパーク」というものがございまして、ここは実際もって、ホールではなくてイベント会場みたいなところですよ。そこで、やっぱりホールというのをちゃんと運営している実績というのがあるのかどうか、ちょっと伺いたいですけれども。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今回のホールということにつきましては、まずは落語に主を置いていますけれども、桜井薬局を使って毎月やっております。それから、あと、このＢＢＩさんたちがやっている「ろっけんパーク」、これはやはり観光をどう持っていくのかということ、それから今後の被災地が物産も含めて、うちは文化観光交流館ですから、そういった意味でこの「ろっけんパーク」の経験が物すごく大きな効果を持ってくるのではないかなという判断をさせていただきました。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ホールといたら、その落語会場のみということでよろしいんですね。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 東京芸団協の作業を補助しておりますので、東京での演芸、そういったものも全て一緒に対応していますので、その辺の経験は十分に持っているという認識を持っております。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 今回、1社ということでございまして、これはほかのところに声がけというものはしたんでしょうか。どうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 仙台に大手の芸能興業法人ということで5社ほどございます。こういったところには、今回こういう募集もありますので、というお声がけはさせていただきました。そのうち、実際に電話等で問い合わせがあったのが3社でした。実際に、そのほかにビル管理会社とか、そういった方々もよくＪＶを組んで、ビル管理の方と芸能プロダクションが組んで申し込むという例もあるんですけれども、交流館ぐらいの大きさですとビル管理会社さんがちょっと利に合わないという判断をしたのか、実際、本申請までには至らなかったということで、実際、興業を行っている会社は5社ほど県内にはあります。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） でしたら、こういうことで事故が起こらないように研修とかもしっかりやってもらうような体制というのを改めてお願いしたいと思います。そこら辺を含めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） それでは、他に質疑を受けます。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間でございます。

私からは、まず第1点目、会社の名前B B I、甚だ勉強不足で申しわけないんですが、これはどういう略称をとってB B Iなんですか。それちょっと伺います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 社名のB B Iの由来ですけれども、基本と頭脳と想像力、これの英語の頭文字をとってB B Iということで、示しているようでございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 次に、指定管理としての期間というんですか、今、募集要項等の2番目に当たるところなんですけど、平成27年10月1日から32年9月30日までの5カ年とすると設けられているわけです。かねがね、こういった施設に対して、指定管理者を導入する上で、例えば当町に対して初めて指定管理者となるケースとか、あるいは団体の性格上、公益団体法人あるいは若干公の機関と限りなく近づいている団体、そういったものとかね合いとかあると思うんですけれども、参考までにきょう、お渡しいただいた資料に対する公募であったり、非公募であったり、あるいは期間についても1カ所、2カ所ですけれども、指定期間が3年だったり4年だったりというのが入っているんです。おおむね5年というのが大半ですけれども。

それで、ちょっと私は思うんですけれども、いろいろ、先ほど櫻井議員さんが質問されたことなんかも総じて考えてみますと、当町においてもやはり会計年度で、まずは今年、これから後期10月1日から来年3月いっぱいまでの分の6カ月間と、そこから始めて4年と6カ月間の期間と、それは決め方でしょうけれども、そういった決め方で、最初の半年とさらに1年間とか、あるいは3年間とか、そういった段階を受けた指定管理のあり方というのは、今回考えは及ばなかったでしょうか。それだけちょっと確認しておきたいんですけれども。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） この指定管理の期間が5年間ということで、これまでもこの議会でも、給食センターも含めて、いろいろご議論いただいて、監査でもご指導いただいて、その中でやはり指定管理を受けるに当たって、指定管理者側でさまざまなものを用意しなければならないということです。いわゆる、その段階で投資をするということです。

うちの文化観光交流館のホール等につきましても、やはり今の施設だけ、プラス指定管理者の機材というのが当然導入されてきます。それは、自社物もあればリースのものもあるかと思っています。そういったこと、それから、あとひとを育てていく、社員を育てていくということです。そういったことから考えると、やはり1年、2年というのは、それは会社にとっては投資した分の回収が得られないと思います。

教育委員会といたしましては、これまでの議会でのご議論、それから監査でご指導いただいた、そういった指摘事項も踏まえまして5年ということで、やはり今現在のリース業界も5年ですので、そういった考え方で判断させていただきました。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 指定管理導入時期は、3カ年ということで基本はやっていました。ただ、これは全国的に期間がある程度になってきたということで、松島町でも指定管理の基準、指針をつくりまして、基本は今後5年にしていきたいと思いますという取り決めはしております。

ただ、物によっては短くてもいいという場合もありますけれども、基本は、先ほど教育課長も言ったように、人件費とか機械の借入れとかあるとやっぱり5年で、経費等も含めて指定管理が好ましいということで、基本は5年。あとは短くて3年、7年という形で指針はつくっております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 今の説明で大体理解はしていますし、指定管理の受け手側としての立場も考慮されれば、当然そういったことの考え方も及ぶんだろうなと思いますので、それは十分把握できる部分だと思っています。

次に、この団体なんですけれども、いろいろ書かれている内容から読ませていただくと、まだ設立してから年数が短いように感じていますが、これまでに審査に当たって、選定委員会のメンバー13名で選定をなされて、いろいろ基準点をクリアさせて対応してきておられるということですが、まずもって、この選定委員会のメンバー構成というのは、松島町としてはずっと1年間同じなんですか。この物件物件で変わっていくんですか。その辺、ちょっと確認しておきたいんですけれども。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 基本的なことは私から答えますけれども、この文化観光交流館については教育課長から考えます。

選定委員会は、その物件によって構成は若干変わります。ただ、基本的には庁議のメンバー、

町長と教育長は除いてという、基本的に課長さん方を選定委員会と。ただ、あと専門的な分野が入る場合は、そこに専門的な職員とか班長も若干は入れる入れかわりがありますけれども、基本は私が委員長で、あとは課長さん方というのが基本です。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今回の指定管理移行に關しての事務、教育委員会といたしまして、これに關しては昨年の9月から実際に教育委員会の中でも議論、教育委員会さん方とも意見交換させていただいているということで、それはその年度の当初予算にも反映させていかなきゃならないものですから、そういうことで考えておりました。

今回、当初予算も承認いただきまして、その後、指定管理選定委員会の付議ということで4月20日に総務に出しております。それらによって、今、副町長から説明があった委員の皆様方でご審議いただいて、今回の流れになっているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 確認ですが、やっぱりこういった文化観光交流館ということで、町の施設を指定管理に出すと、この文化観光交流館で行われる芸能初め、そういった分野での町の庁内における選定委員会構成をもって選定をなさっているということから見て、若干、外部のそういった、いわゆる識見者というんですか有識者というんですか、そういった方々のご意見とか、そういったものは今回は反映というか、選定委員会の中には入れなかったんでしょうか。その辺をちょっと確認しておきたいんですが、よろしいですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 教育委員会としましては、やはり条例に基づいた選定委員会というのがきちっと設置されていますので、委員会として教育委員会議の中で決定したことについて、それに基づいて選定委員会に付託するというので、教育委員会としては、あとは選定委員会の流れに沿ってご判断いただいたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） これが最後になりますけれども、やはり指定管理する施設あるいは事業運営とか、そういったものを考慮した場合に、庁内で、甚だ失礼な話になってしまいますでしょうけれども、専門知識を有していると言っても、なかなか外的にと言うんですか、今回は単体、1社での指定管理だからですけれども、これが複数の応募があったりしての対応になった場合とか想定すると、やはり説明責任というものが伴ってくると思われるんですね、選定委員会等に対して。あるいは、それを町が一手に受けるというケースがあろうかと思えますけれど

も、そういった場合でも、やはり選定委員会での選定経過と選定の結果、そういったものがきちんと第三者に情報公開を求められたとしてもお答えできるような姿というのは、これは追及しておく必要があるんじゃないかなと考えますので、今のような質問をさせていただきました。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。6番小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 6番小幡です。

1つは、照明の話から出たので、ずっと不思議に、私、委員会でも質問はしなかったかな、いつからこれ劇場になっているんですか。中央公民館という意識しか私ないので、この町にそういう劇場をつくるというような雰囲気は、前の議会でそういう説明でもこの文化観光交流館という名前つけるときに、そういうご説明でもあったんでしょうか。私、この2年で、いわゆる劇場化していくというのが全く頭になかったものですから、まずそこからお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） この文化観光交流館、オープンしたのが平成25年9月末でございます。これの基本設計、そういったものが進むというのが平成23年から始まっていまして、その段階から、議会にはこういったホールをつくっていきますよということでお話ししていたと私は認識していました。そういったことで文化観光交流館というのは平成25年9月末にスタートしています。

○議長（櫻井公一君） 小幡議員。

○6番（小幡公雄君） ということは、そういう劇場化も含めて前の議会で決められていたということでもいいわけですね。

じゃあ、続いて伺います。

現在の公民館、いわゆる町民の主導的な、町民が使う場合のところでのお話ですけれども、委員会ではしかお話あったと思いますけれども、公民館職員はどのような配置になっていくか、それをもう一度お聞かせいただけますか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 公民館の活動の内容ですけれども、これにつきましては、社会教育法の中できちっと定められているもので、公民館は、市町村、その他一定域内の住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の供用の向上に、それから健康の増進等を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としま

すと定めてあります。これは大変重い定めでありまして、要は、公民館の立場の人間はきちっと住民と向かい合ってやっていきなさいよということを示しているものでございます。

この辺につきましては、うちの教育振興基本計画の中にもしっかりと定めまして、公民館活動ということで分館その他さまざまなものを挙げさせてもらっておりますけれども、これについては、やはり指定管理にはふさわしくないものという位置づけにされておりますので、どここの施設でも公民館という職員は必ずそこにあって、住民と直接向かい合って、いろいろな意見を聞いたりサブの仕事をしたり、やっております。

ですので、うちも公民館の職員につきましては、今現在、兼務の職員を除きますと3名でやっておりますので、指定管理に移行してもこの3名の職員は交流館に残って分館その他各種団体のお世話、指導、それからステージでの協力、そういったこともさせていただきたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 小幡議員。

○6番（小幡公雄君） 第2常任委員会ではそういう説明を受けたことは知っていたわけですが、ほかの委員さんに知らない方もおられるかと思って質問させていただきました。

結局、劇場化して、資料いただいた仙台市とかほかの地域の指定管理者のを見ますと、皆、社団法人、それから公益法人、福祉法人、こうなっているんですね。松島は、民間に指定管理者を、それもいわゆる萬斎さんの話から始まって芸術をいかに見せるかという、そういう特異的な専門家を要請したら1社しか申し込みがなかったと。七ヶ浜で言えば、限度額のお話になりますけれども、1,000万円程度を国際交流村でそういう専門家を頼んでいると。それで、松島の予定額は2,000万円を超すと。しょっちゅう、この小さな町で芸術文化をやって、よそから人を集められるのかなと。

この間、芸文の総会がございましたけれども、本当に会員の皆様ぐらいで町民は誰も来ないという世界を垣間見ましたものですから余計、イベントをやったときには入るのかもしれないけれども、職員はちゃんと3人今までどおりいて、そのほかにイベントのときにこれだけの金額を想定して指定管理者をする意味がどこにあるのかというので、今、頭の中で迷っております、正直。なかなか中央公民館まで足を運ぶ方々も少なくなっている現状の中で、これだけの施設を劇場型にやっていくのは大丈夫なんだろうかという危惧が今頭の中にめぐっているとこでございます。

七ヶ浜が、先ほど言ったのが1,000万円程度ということで、この差額はということなのか教えていただけますか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） まず初めに、最初の質問の中で、平成23年ころにここを公民館から文化観光交流館にしますよと、前段では大規模改修をしますということで、これは第2常任委員会だけではなくて議員さん全体の方々にこういう構想でしますということは説明しました。その中で、一部、例えばトイレが2カ所ありますけれども足りないのではないかと、増設はどうかということで議員さんの意見も取り入れてトイレの箇所をふやしたり、そういうのを全体の全員協議会の中でお話をして進めた経過はあります。

ですから、ここの文化観光交流館前の大ホール、大会議室も移動式のあれでしますということで、こういう芸術と文化のためにやりますからということで、全員協議会で1回だけではなくて数回開いて、皆さんのご理解を得て大規模改修に入った次第でございます。途中で契約の案件のときもいろいろなご意見をいただいたという経過はあろうかと思います。

あともう1点ですけれども、松島町のこの文化観光交流館を芸術とか文化の場にすると、なぜ指定管理するかというと、小幡議員が言うように、町の行政で経験がある程度ないと、やっぱり指定管理する意義はそれがあると思うんです。ある程度知識がある、行政でやるよりも公募して、そういう方に指定管理を頼むということなので、そのために指定管理を頼むというのが一番の前提でございます。

あとは、ここの業者、きょう、A4で配りましたけれども、民間もあります。これは共同企業体とかというのは民間ですから。民間の方と。あと、ほかは極端に言うと、その市役所の中の第三ではないですけれども、関係するいろいろな芸術文化の団体がとりあえず請け負っているということですから、非公募のところがあるというのはもう随分なんです。石巻であれば、もう公募しないで市と関係する団体にとりあえず頼みましょうと。ただ、それは松島町では、じゃあ芸術文化協会に頼めるかということもいろいろありますから、一般公募をしたところがございます。

あとは公民館の配置関係、経費関係は、教育課長から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） セービの約1,000万円、それからプラスアルファとありますけれども、セービは音響だけで1,000万円なんです。これは東京の企業さんに委託契約を結んで常駐していただいているということで、国際交流村の建物その他の維持管理はしておりません。ですので、あとはセービ直営でやっていますので、そういった金額の開きが出てくるというのが当然なのかなと思っています。

それから、あと住民の皆さんに、やはり今副町長からも説明があったように、中央からのいろいろな芸人さん呼んでくることによって、住民にとって多くの芸能文化に触れることができると私は確信しております。教育振興基本計画の中でも、これは重点施策として位置づけをしまして、音楽や芸能等の芸術鑑賞、自主的芸術活動の推進、これはもう重点施策ですよということで位置づけしていますので、やはりこれらに基づいて交流館を最大限に生かした活用をしていきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 小幡議員。

○6番（小幡公雄君） 前議会でそういうお話があったというのはわかりました。今、副町長から関係団体がほとんどだというお話もよくわかります。

私が言いたいのは、100万都市の仙台と1万5,000人を切って今でも震災復興以来、人口がふえると公設住宅をつくっても、人口が減っているじゃないですか。そういう中で、仙台の業者に、地元の業者なら私は何も言いません。お金が回らないんですよ、出ていくだけで。それを心配しているんです。

費用がもし音響と照明が云々だというのなら、七ヶ浜さんにならってそうしたほうが、3人の常勤の職員はいるわけですから、例えばそれでもいいだろうと思うところもありますし、一番懸念しているのは、震災が終わって来年度からこういうものに何千万円単位で毎年出ていくのがめじろ押しじゃないですか、というのが頭にあるので質問したわけです。

仙台市のこういう資料を見せられて、100万都市と、この1万5,000人で人口が今でも減っている、高齢化率が34%の中で、どうしていくのかなという心配をしたわけでございます。終わります。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） まず、人口が減っていくとか少子化、そのためにも魅力ある町のためにやっぱりこういうのを行政でやるのではなくて、文化とかそういうのを行政じゃなくて指定管理でもっとにぎわって魅力的な町をつくるということで、指定管理を募集したところでございます。

あとは経費なんですけれども、今までの経費よりも内数になりますから、プラス、これが2,000万円ふえるということではなくて、今までの経費の中から内数で魅力的なものを民間に頼んでやっていくということなので、教育課長が公民館に3人というのは、これはここ半年間の間であって、あとは軌道に乗れば当然経費はもっと下がっていくと。ですから、経費を下げても上げなくて内数の中で。人口が減っていく。ですから、なおさら逆に、私は魅力の町で芸

術とかそういうのを一つ一つ民間の力とかいろいろなものをかりてやってやるべきということで指定管理にしました。

あとは、きょうの資料の中で。仙台市以外でも下の表であれば、南三陸とか涌谷でもお風呂とかいろいろありますけれども、そこでもやっぱりやっています。ただ、ここは19番であればこれは民間です、共同ですから。下は公社ということで第三セクターとかに頼んでいる。

だから、いろいろなパターンがあるということを考えて、今回も指定管理がいいであろうということで進んだところでございます。

○議長（櫻井公一君） 小幡議員。

○6番（小幡公雄君） 質問やめようと思ったんですけども、今の話だと、何ですか、じゃあ半年たったら職員の3名はやめるという話じゃないですか。そんなことは1つも聞いていないですよ。中央公民館、行政に課せられた課題はすごいんだと条文を読み上げながらやっていらっしゃるのに、そういうことがあったので、それで懸念があったので、皆さんの前でもう一度お伺いしたわけです。半年、1年たって、カットしていくから総経費減りますよと、それなら最初からそう言ってもらえば私なりにもわかりますよ。そうじゃないんだもの。今までのスタッフは今までのスタッフで、それにプラスアルファ。じゃあ、毎日演芸やるんですか、というのが私の頭にあるわけです。そのことを聞いているわけです。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 教育課長が言ったのは、公民館そのものの職員が今3名と。プラス、もっといますから、臨時職員とか兼務の職員とか。ですから、まず言い方が悪かったと思います。要するに半年後には、今、経費が100あるとしますね、去年でもことしでも。その中の内数でやっていくということです。

ですから、公民館事業はやめないということはありません。絶対やりますから、公民館事業は。言い方が悪いですね。公民館事業は継続してやっていきます。それは役場の職員がちゃんとやっていきます。分館事業とか、それはやっていきます。ここの芸術文化の分は指定管理に頼みますということですから、半年後に公民館の職員がゼロになって公民館事業をやらないということではないです。以上です。

○議長（櫻井公一君） 小幡議員。

○6番（小幡公雄君） 私は議員になって2年ですけども、役場庁舎が移転したときに、中央公民館前の運動公園が、スペースがないのであそこに建てるという意見が多かったのに運動場を減らしては困るということで現在地に建てたと、仮設をつくったという話を聞きましたけれ

ども、その後にすぐ駐車場スペースにして運動場をカットしたじゃないですか。だから、そういう話を聞くと、皆さんの話もきちっと聞いておかなきゃならないというのが頭にあるわけです。

片方で、ちゃんと中央公民館の活動をきちっとやっていきます、いや、半年になったらやめる。だから、指定管理者を使う意味は知っていますよ、こちらも。ある程度安く済むというのも知っていますよ。ただ、松島の場合、そういう芸術だって、今答えていただきましたからわかりました、そういう文化を育てて1人でも多く町民をふやしていきたいと、そういう願いがあるんだというのはよくわかりましたけれども、そういうときにきちっとした説明をしてもらわないと、こっちで言ったのとこっちで言ったのが受け取り方によっては全く異質に聞こえるんです。だから、その辺は注意していただきたいなと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 私の説明の仕方が悪かったと思います。

公民館事業は、来年も再来年も今現在と同じようにやっていくと。ただ、職員は、公民館にたずさわる職員、プラス公民館の中には生涯学習とかもありますから、相対的には一部を頼むということになりますから、その芸術文化の分は職員に別なところで別な事業をやってもらおうというのがいいのかなとは思っています。

あと、最後の質問の仮庁舎の建設の関係は、体育協会とかいろいろな関係でお話をして、あとあそこの駐車場をつくる時も、あそこを使っている方々のいろいろなご意見を伺って進めたということでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑ございますか。

それでは、まだ質疑継続中ではありますが、ここでちょっと休憩をとりたいと思います。

再開を11時10分といたします。

午前10時59分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（櫻井公一君） それでは、質疑を続けます。受けます。13番阿部幸夫議員。

○13番（阿部幸夫君） 大変、資料関係で申しわけございませんが、ちょっとお聞きしたいんですが、5ページ、6ページ関係です。

BB Iさんは10点満点で10点なんですけれども、町民に対して5点というのは、我々、捉え方、5点が果たして町民サービスの点数となっているのか、我々自身もわからないんです。こ

の辺が7点、8点であればいいのかなと思うので、5点はどちらにも、町民サービスがマイナスもプラスもどちらにも当てはまるのかなと思っていますし、町民に対してのこれからの利活用がこの5点というのはどういう捉え方で我々やったらいいのか、その辺、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） この5ページから6ページの配点というのは、満点でこのくらいということですから。10点、5点と、満点でトータルで6ページの下に150点、これが満点です。そこの中で、下に大きい6番採点一覧表で、その5から10、例えば10点のとかありますよね。10点だと0点から10点の間で選定委員会がつけるということで、7点とかということではなくて、ということですから。（「わかりました」の声あり）そこの項目であればということです。

○議長（櫻井公一君） 阿部議員。

○13番（阿部幸夫君） それで、調整会議とかとか、町民の年間の調整会議とか、そういうものを行っていると思うんですが、グラウンド関係は調整会議をやって、その年間行事、町の行事を含めて、諸団体の行事等々入ってくるんでしょうけれども、その辺のこれからの進め方、例えばこれが指定管理者になりまして、そのような進め方そのものはどういう形になっていくのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） まさに今、阿部議員さんからご指摘いただいた点、これが大変これから重くなっていくだろうなと思います。各種団体、毎年、定期的にやっている事業もございますし、町が自主的にやっている事業もございます。ですから、こういうものを、全て関係者を集めてまず1回、年間を通してのスケジュール表をつくってしまう、これが大事なことになるかと思っています。

その中で、合間を見ながら指定管理者が入るのか、または指定管理者側から東京の芸団協さんでどうしてもこの時期にこういうことをやりたいんだと来ているんだけど、ほかの団体で日程変更することができないかどうか、こういう調整を年度の前にしなきゃならないと思います。グラウンドですと2月、3月にやっていますけれども、やはり1月、2月にはもうしなきゃならないだろうと思っていますので、そこは教育委員会もしっかり間に入って、最終的には教育委員会の責任になるかと思っていますので、しっかりとした運営管理をしていきたいと思っています。これからは調整会議を持つという考え方を持っています。

○議長（櫻井公一君） 阿部議員。

○13番（阿部幸夫君） そうですね。

それから、町民が最優先といいますか、そういう形をとっていただいて、町民にとっていろいろな文化芸術も大事でございますので、他の団体から来て見聞を広げるというのも確かに大事だと思いますが、町民優先でよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 菅野です。

今回、仙台市、2市3町という地域的な限定ということがあって、そのほかにも公の施設の管理業務の委託を何だか申請する、登録をしていないとだめだよという条件もついたという中で公募ということだったので1社になったということですよね。そういうことでいいですね。

条例の施行規則の中に、公募する場合は、前にも言ったかもしれませんが、役場前とか広報まつしまで公募するということですが、そのほかにも公募する媒体はどういうものを使ったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今回、独特の業種なものですから、まずホームページは当然ですが、あとは先ほどご質問もございましたけれども、県内、こういった芸能団体が5社ございましたので、そちらにもお話は一応させていただいて、後は本人たちの判断ということで。

意外とこれまでの実績を見ると、JVが多いんです。ですから、そういった形でもしかして応募があるのかなとは思っていましたので、競争の原理ということで登録者を優先したというのはそういうところにあります。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 広く公募はしたけれどもと、その中で、じゃあ登録業者というのは何社ぐらいあったんですか。真面目に登録していますよと、業務委託できると、どういう会社がどれほどあったのかと、その中で公募したということなんでしょうから。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 芸能団体ではこのBBIさんが1社でしたけれども、あとはビル管理会社は全て結構多数登録していますので、そういう意味でも電話でも問い合わせがビル管理会社からありましたので、1社仕様書を持っていったんですけれども、応募はありませんでした。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 当初から1社という感じがしないでもないということなんです。ですから、条例の中にあったと思うんですけれども、必ず公募しなければならないということではないんでしょう。合理的な理由があれば公募しなくてもいいということなので、そういうのであれば最初から公募しないでしっかりした協定をすればよかったのではないかと思います、そういうことについてどんなお考えでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今回、プロポーザル方式をとらせていただきました。要は、この松島というものを観光も含めてどういう考え方を持って、文化観光交流館はいわゆる文化芸能プラス観光、これをどのように考えているのか。それは直接プレゼンの中で聞いてみたいというのもありましたし、あとは松島の観光というものをどれだけ認知しているのかというのも知りたかったので、プロポの方式をとらせていただきました。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 最初からそういうプロポーザル方式でいいアイデアを入れるのであれば、条件なくしてやればいいんです。いっぱい公募できるようにしてやれば、いい相手が出てくると思うんです。ただ、そういう中できちっと条件をつけているから集まらないわけで。

この間、たまたま視察研修に行った町では、やっぱり児童館の運営を含めていろいろな面でNPOを含めた公募をして、プロポーザル方式で公募して、いいアイデアで運営しているわけ。ああ、いい運営しているなと感じてきたので、やっぱり今後は、そういうプロポーザル方式でいいアイデアでいい運営をしていくのであれば、そういうような余り条件をつけないでやったほうがいいのかと思いますけれども、条例とか規則というのがありますので難しいこともあるかもしれませんけれども、その辺も一考していただきたいなという思いがいたしました。

それから、今までもいろいろな催しをしてきたんですが、中には、今はやっていないかもしれませんが、入場券を割り振ったりしていた場合もあった。だから、もうしようがないと。分館長に頼まれたと、しようがないから10枚ずつみんなに渡してあったというようなこともあるんです。だから、そういうことのないようにいいアイデアを出してもらって、BBIさんにそういう運営をしていただければいいのかなと思いますので、その辺も気をつけていただければと思います。

それから、施設への管理職員の責任者は常駐ではないんですよね。催し物があるときに来るというような、定期的な検査に来るとかそういうことなんだろう、と思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） まず、一番最初の公募の条件なんですけれども、1社づける理由というのは、こっちでは入札監視委員会で基本的に、この間も指摘ありましたけれども、1社づけるとはよっぽどのことがない限りはだめですよと、これは談合というか、そういうのもありますから、工事でも委託でも、これは指定管理ですけれども、ということがあります。ですから、今回の条件はそんなに厳しいものではないと思います。

1社しかなかったのかというと、これに合致するのは基本的に5社くらいはあるであろうと、指名登録している業者は。その5社には教育委員会から全部、常にホームページとか見ていればいいんですけれども、見ていないという可能性もあったので、5社には全部電話しました。こういうのがありますからどうですかということで、ここの業者ありきで進めたわけではないというのはご理解願いたいと思います。

あともう1点、券を割り振りすることがないように、なおさら行政でやるよりも指定管理がいいのかなということで、こういう形になった次第です。

あとは教育課長から答えます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） この建物の施設長の扱いですけれども、常駐です。B B Iからは常に3名体制は必ずとると、3人のうち誰かが休むときは本社から1人回してよこすということで、防火管理者を複数持たせるというのはそういう意味があります。

それから、あとチケットを強制的に売らせるのではなくて、という話で、今回、漫談をやりましたけれども、初めてチケットの本当に販売、ネット販売と交流館での販売だけで130名のお客さんに来ていただきましたので、こういう形で本来スタートしなければならないなと思っています。

あとは、住民の皆さんに嫌われるような施設管理者ではうまくないので、当然、住民の皆さんがチケットを買ってくれるお客様ですから、その辺は十分心して対応するものと考えております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。じゃあ、3人は常駐すると、責任者、そのほかに町内者の雇用として非常勤1名、土日2名という体制でやっていくということでいいですね。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 繰り返します。施設管理者ということで1名、それから設備、先ほ

どの3級の資格者、これが1名、それから窓口対応ということで、これは町内の方を採用したいということで1名、ここまでが常駐の3人です。それから、あと土曜、日曜等の対応ということで臨時職員が2名ということで対応していくという形になります。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。3名が常駐するという体制になるということで、しかし町の職員はそのままということは、今まで町の職員が足りなかったというような感じになりますね。今後、公民館活動では3名の職員はそのままだという報告を受けましたので、わかりました。

それから、なぜ、最初から募集しないでと思ったのは、専門技能が必要だからというようなことを言っているから、であれば最初から公募しなくてもいいのじゃないですかと。六華亭遊花さんという人は、B B Iのどんな立場にいる人なんですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 六華亭遊花さんは、日本落語協会の会員でございまして、三遊亭一門の方でございまして。なおかつ、B B Iさんと一緒に落語の寄席をスタートさせてかかわってございまして、役員の1人にもなっております。ですので、その辺は連携をとっていただけるのかなと思っております。以上です。（「わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 教育課長が先ほどから公民館職員3名はそのままと言っていますけれども、それは町長部局では公民館機能は落としません。やります。それはやりますけれども、今、総務課長と総務管理班長で庁舎全体の職員の配置も含めてヒアリングをしていますので、必ず3名ではないと。これが4名になる可能性もありますし、2名になる可能性もありますし、ふえるか増減、あとは兼務の可能性もあると。

これはたしか交流館の前の工事のときもいろいろな質問ありましたよね。そういうのも含めて、随時指定管理すれば見直しは必要だということを私たちは思っていますので、庁舎全体の中でと、あと公民館事業は落とさないというのが最低条件で、人的配置の3名は確定ではありませんので、これは教育課長が思っていることであって、私たちはふえるか増減は今後の話し合いの中で進めていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） 1点質問します。

このように、今回、年間2,000万円の指定管理料だと、5年間で1億円を超すと。松島には

震災復興の関係でいろいろな建物ができると、その膨大なる維持管理費が今後予想されます。

さっき、誰か、櫻井さんですか、そういうことを言ったのかなと思いますけれども、今後、三十刈もできる、石田沢もできる、これがほとんど指定管理者、三十刈は別にして。非常に大変な金額が出ていくわけです。

今後、財政課長、こういう指定管理に関する、こういう公共施設に関する、避難施設に関する、こういう経費というか維持管理費は年間幾らぐらい、もう今はじいていますか、どのぐらい出るかと。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 現時点ではじいているのは、前の3月、そのとき出した財政見通しという中でのものでございます。

ただ、私が財務課長として言えることは、後戻りできないものもあるだろうということもありますので、その辺もちょっと検討しながら、多分、財政見通しはあと全協で企画のあれがあるかなと思いますけれども、そこの中で、あと、これは庁舎全体として行財政改革、その辺も含めながら、これは大きな検討課題の1つであろうと、そういう認識はしております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） もう本当に、これも3月議会でも課長から、それから副町長から答弁はあったんですけども、本当にこれから建物ができればどんどん管理費がかかるわけです。新しいからいいですけども、今度はメンテナンスがかかっていって、これが本当に最終的にお荷物にならなければ、という意味です。非常に心配しています。

先ほど、小幡議員も人口は減る、財政もどんどん少なくなる、サラリーマン世帯が少ない、これが一番の松島のネックであります。そういうことから含めて、やはりこういうものを本当に年間管理料2,000万円、この算定基準はどのように、他町の施設を見ながら算定したのか、または町が独自でこのようにはじいてやったのか、その算定基準を教えてください。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） この算定の考え方ですけども、まずは、この文化観光交流館が完成してから2年近くたちますけれども、この間のランニングコストがどのぐらいかかっているのかなということで、これは最初の年は9月末にスタートしていますから、ですから平成25年10月1日から平成26年までの、翌年の9月末まで、これの1年間のランニングコスト、これと、それからあとは平成26年度、これからご審議いただくようになりますけれども、今、決算見込みとして数字はつかんでいますけれども、これの数字と比較してどうなのかということで判断

させていただきました。

それから、あとは先ほど副町長が何度もご説明申し上げますけれども、本来の職員、今までこの交流館にかかわっているのは5人、そのほかに教育委員会も一時的には増員かけて応援したりとかやっていますけれども、こういった人件費なんかも総体して今回の指定管理に関しては2,000万円以内、何がし数字ということで積算しております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） この契約に指定管理を見直すこともあるということですので、肥大化しないような、そういう管理運営は、メンテナンスはしようがないです。ただ、それよりも肥大化しないように安全な施設を目指しながら肥大化しないような、そういう方策をとっていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（櫻井公一君） それでは、ほかにございますか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章議員） 1つ、2つお伺いしますけれども、今もお話あったんですけれども、指定管理料、年間で2,057万6,000円ということなんですが、これはそうするとこの金額で協定にある文化観光交流館の維持管理は基本的にできる金額だということなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 基本的に、この金額で維持管理はできる。

先ほど、冒頭で文化観光交流館の委託料の中で機械設備とか、そういった消火設備とか、こういったものは合併入札で今やっていますので、ですからそういった面はやっぱり合併入札のほうが請差は大きいですから、これはやっぱり有効にしていかなきゃならないだろうと思っていますので、それらを除いてはこの金額で推移できると。

それから、各年の協定に基づいて支払っていきますので、例えば修繕がほとんどかからなかったということであれば、それは精算をして、先ほどの30万円じゃないですけども、こういったものもきちんと積算の対象にした中ではじくという形になっていくと思っています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章議員） そうしますと、いわゆる利用料金収入も指定管理者が収入するよと、それ以外に多分利用料金ということですから、一般の町民の利用する料金と、それからこの方々がおやりになる事業収入もあるかと思うんですが、そういうものは、そうするとこの指定管理者の丸々の収益ということになるんですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） この2年間で住民の皆さん方が建物を使って利用する料金は、住民

の皆さんのほとんどは減免ですので、ほとんどの方は町外の方々が利用している際の利用料金ですけれども、大体150万円前後で推移しています、この2年間です。

それから、あと、この交流館を使って指定管理者が収益を上げるということにつきましては、これは国の法律上でも認められている範囲でございますので、やはりそこは、そういったものがあるから指定管理者制度というのを国が導入したんだろうと思っていますので。

ただし、運動公園と同じですけれども、収入が大きくなったときには年間、年間の計画書の中で協議しますので、指定管理料の積算の根拠の1つの題材にはなるかなとは思っています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章議員） どの程度に収益を町として上限を見込んで、その上で年間の事業計画なり何なり、指定管理料の見込み額に設定していくのかというのがよくわからないんですが、その辺についてのもし見解があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 指定管理者でいわゆる自分たちが自主企画してやるチケット収入、これを大体100万円近く見込んでいます。先ほど、40万円という数字ありましたけれども、それを何とか100万円まで引っぱって上げていきたいということを考えているようです。

それから、あとは観光インフォメーション、ここは軽食的なものを出せるような構造になっていますので、そういう意味では食品衛生責任者を施設責任者に置くという考え方もあるようですけれども、そういったもので多少、20万、30万円の年間の収入があるのかなという見込みをしているようです。

ですから、そういった意味でいきますと、貸し館業務で150万円前後、それからあとは自分たちの何とか企業努力で150万円前後で、年間300万円ぐらいの収入は見込んでいきたいという考え方は持っているようです。

そういうことも含めると、そういった狙いがある意味ないと、こういった企業の行動というのが前に進んでいかないんだろうと思いますので、その辺は毎年きちっと協議、打ち合わせをしていきながら考えていきたいと思っています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章議員） 指定管理者制度というのは、企業に儲けさせるためにやるわけでは決していないんです。その利用性を高めるためにやってもらうんだよと、こういうことが基本だと思うので、決して儲からないところに指定管理者がつくわけではないので、それは一定の利益収入があるということも重要ですが、そういった点をやっぱり過剰な収益とらないよ

うに、その上で利用度がしっかり高まってくると、そういうことでぜひ対応していただきたいなと思います。

そこで、一般の利用、町民の利用、これは今お話聞くと年間150万円ぐらいだと、このぐらいの金額だと。しかも、それは町外の利用者が多いんだと、こういうことだったんですが、先ほどからお話あるように、公民館の事業、それから指定管理者の事業、それから町内の各種団体の事業、そういうものの調整会議を行うということになってくると思うんですが、調整会議に入らない一般の町民、町外の者もあるわけですね。そういうものに対する対応というものも大事だと思うんです。非常に。一般の町民の皆さんが1部屋どこか使いたいと言ったときになかなか調整がつかなくて使えないという事態も想像できるわけで、そういう調整についてどうなんだろうかと。

今ですと、大体、たしか3カ月前ですか、実際申し込み可能なのは。そうすると、年間の通しのところでもうずっと押さえられてしまうということになってくると、一般に皆さんには利用が非常に不便だなと、こういう思いも出てくるのではないかなという気がするんですが、その辺に対する手当てはどんなふうに考えているか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今現在、町の社会教育団体、大体二十七、八たしかあったと思うんですけども、これらの団体の末端の皆さん方の人数は相当な数になるだろうと思います。まずは、調整会議の中である程度決めさせていただいて、何せ芸人さんを相手にいろいろな企画をしていくものですから、やっぱり早目早目にスケジュールを押さえないと、いい芸人さんには来てもらえないというのものもあるかと思います。

ですから、その辺は調整会議の中で町民の皆さんとしっかり話し合っていくということと、あとはいわゆる飛び込みで部屋を貸してほしいというのはどうなるんだということでもありますけれども、やっぱりこれは現状でそれを理解していくしかないのかなと。いわゆる住民の皆さんからちょっと貸してもらえないかと飛び込みで来られたときに、もし交流館がふさがってれば、じゃあほかに空いているところないんだろうか、勤労どうなんだろうか、そういう配慮もしながら、住民の皆さんには接していかなきゃならないだろうと思っています。

これからもその辺については十分やはり注意していかなければならないという点で、先ほど、ほかの議員さんからもご質問あったんですけども、やはり一番そこだと思いますので、ダブったりしないようにというのも一番大事ですけども、やはり住民の皆さんが借りたいのに借りられないとならないように、他の施設との連携をうまくしていきたいと思っています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章議員） そうですね、なかなか公民館でそうやって先に計画ができてしまうと入れないということになると思いますので、ぜひ他の施設の利用の促進もということになってくると思います。

この間、J A松島の避難施設を見せてもらいました。3階なんか本当に広くて、大変な数の人が入れるんじゃないかと思って見てきましたけれども、まだまだそういう点で言うと、そういう会議なり何なりするにしても備品等が非常に不足しているのかなと、そこまでまだ手当てが行っていないのかなと思って見てきました。例えば、そういった施設も公民館なり文化観光交流館が使えないといったときに、連携して使えるような、そういう設備関係、備品関係の整備というのも今後必要になってくるんだろうと思うんですが、その辺についてどう考えているのか。避難施設ということで、その辺との絡みも含めて回答してください。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） J Aの避難ビルは確かに2階半分と3階と、3階は広いということで、今のところ考えているのは、3階の一部を、前回の6月定例議会で一般質問ありましたけれども、フリースペースにしたいと。あと、もう1カ所を仕切って、公民館というか交流館、前は公民館ですけども、各種団体とか使っている方々の補助的な施設としてどうかということで、今備品とかも考えています。

実際、指定管理が10月1日ですけども、J Aも実際、今工事してちょっと危ないので、10月1日があちらの駐車場も完備になるということなので、その間に、実際は今月中に各種団体の方々、サークルも含めて団体の方々にも、前も言いましたけれども、現場を見てもらうということと、あと庁舎内の方々にも現場を見てもらって、あとは交流館、公民館機能をどのように手だてを有効に使うかということでいろいろ考えてはおります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章議員） わかりました。ぜひ、そういった施設、さっきも言いましたけれども、備品関係、やっぱり十分にそういった方々が利用する上でも、利用が十分にできるような備品の内容にしていだきたいということだけお願いしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 他に質疑なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第72号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第73号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第73号工事委託に関する協定の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第73号工事委託に関する協定の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事委託に関する協定の締結につきましては、公共下水道施設災害復旧事業に係る浪打浜雨水ポンプ場の建設工事を日本下水道事業団と工事委託協定を締結するものであり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、海岸グリーン広場内に雨水貯留施設及びポンプを新設するものであります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） それでは、議案第73号についてご説明させていただきます。

今回の協定の相手がなぜ日本下水道事業団かということにつきましては、現在、水道事業所では災害復旧・復興事業で技術者が足りない状況にあります。他の市町村に派遣をお願いしておりますが、なかなか難しい状況にあります。

今回の浪打浜雨水ポンプ場の建設工事は、多種の専門的かつ複雑な技術を要するものでございます。発注者においても、工事を適正に施工していくためには、土木、建築、機械、電気等の各分野にわたる専門知識や工事等の経験が必要であるため、下水道施設の建設に多くの実績

を持つ下水道事業団に工事発注関係事務から監督管理、完了検査など、本来町が行うべき業務を委託するものであります。

下水道事業団は、日本下水道事業団法に基づき、下水道に関する業務について地方公共団体を支援、代行する機関として唯一設立された地方共同法人であり、通常の請負契約とは違い、事業団と業務代行を含め、建設工事の協定を結ぶものでございます。

次に、資料でございますが、協定内容の資料でございます。

日本下水道事業団との協定内容についてでございますが、今回の協定につきましては、平成29年度まで債務負担行為を設定しております。また、港湾、公園、国道等の他の事業との現場が重複する場所であるため、工期的にも約2年半を予定しており変更増減もあり得るので、予定概算事業費として12億5,800万円とし、年割額も流動的であるため、完成予定を平成29年度までとしております。

次に、A3判の3つ折りの資料をめくってください。

資料の右上にP-1と書いてございますが、全体平面図ということでございます。これは、海岸のグリーン広場内に赤線で囲んでいるところに縦30.5メートル、横34メートルの地下のポンプ場を設置するものでございます。この大きさは、イメージしてもらおうと松島中学校のプールをイメージしてもらえば大体の大きさがわかると思います。この地下ポンプ場には、3,400立方メートルの雨水を貯留することができます。貯留した雨水につきましては、300ミリの2台の水中ポンプで毎分20立方メートルの排水を行うものでございます。

次に、資料のP-2ということで次のページでございますが、これは雨水ポンプ場の上部の平面図ということでございます。

続きまして、資料P-3でございますが、これはポンプ場の下部工の平面図という形になります。

それから、資料のP-4ということで、断面図ということで深さ、工事的には12メートルほどちょっと土を掘るという形の工事になるということでございます。

以上で説明を終わりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。質疑を受けます。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間でございます。

私からは1点でございます。

議案第73号と74号、かわりあるんですけども、要は、こういった工事を下水道事業団に

委託して施工されると、いわゆるハード面としての施設整備については、これは何ら問題はないだろうとは理解できるんですが、完成した暁の維持管理、とりわけ近年、俗に言うゲリラ豪雨、集中豪雨が盛んに発生するようなパターンになっているときに、今の松島町の水道事業所内におられる職員で維持管理等に堪能な方、こういった方々がどれくらいおられるか、ちょっと私は把握していないんですが、いざ有事が起きた際の維持管理対応、それはもう下水道事業団さんといろいろ打ち合わせの中でも、あるいは今後の長いお付き合いの中でも、研修等も含めてお話ししていくということは想定には入っていないのでしょうか。それだけちょっと確認したい。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 現在、管理できる職員ということで2名ございます。環境関係です。それから、うちは汚水もやっていますので、浄化センターもありますので、それが1名ということで、浄化センターの研修につきましては来月1名を派遣して資格をとらせるという予定でございます。

さらに、今後につきましても、人の研修というのは必要なので、それはやっぱり総務に考えていただきたいというのは思っています。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 現在、2名のいわゆる浄水場等の経験者をもって雨水ポンプ場の維持管理を設定なされると。浄水と下水との最大の違い、いわゆる雨水という初期降雨等における除じん、いわゆるごみ等の侵入等、そういったものを受けたポンプ施設の思わぬトラブル、そういったものについての対応というのは非常に多くなるわけです、多分。そういったところについては、やはり日ごろからの能力はもちろんですけれども、知識も含めてですけれども、そういった対応を、小まめな研修、そういった中でクリアしていかなければならないと考えています。

自分の経験からも、そういったことから言えば、これは東京の本部との契約なんですけれども、埼玉県にある上下水道のそういった研修施設等を1市、2市、3市ですか、設計管理から施工管理、維持管理と今なおもって事業団さんとしての研修施設として生かせていないかなと思いますけれども、そういったところに対する派遣計画的なことは、今後は想定にはないのでしょうか、今現在。そういったことをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 下水道事業団は、汚水、名前のとおり下水のほうがということ。私も

研修二、三回行きましたけれども、今も職員は研修には随時、定期的に年間計画を立てて研修には行っております。それでレベルアップということです。

あと、水道所長が今、話をした管理の体制なんですけれども、そういう研修で職員もレベルアップしますけれども、じゃあ先ほど言ったようにごみとか除じん機に詰まると、定期的に職員が行くかという、今までは普賢堂とかというのは管理人に頼んでいて処理してもらっていたんですけれども、高齢化でなかなか対応する町民の方々が、募集してもお願いしてもなかなか難しいということで、今、ほかの雨水ポンプ場は業者に定期的に管理を委託しているということなので、ここ、きょうの案件、73号、74号も含めて、やっぱりこれも取り込んで、業者にごみの処理とか、そういうのはしていくと。ただ、プラス職員も点検していくという併用になっていくと思います。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 今、副町長からの答弁で大体、おおよそは理解できているんですけれども、やはり町の中には、維持管理を含めて専門的な立場で管理監督できる職員の配置は当然のことだと思います。

それから、地域的な面から、地元行政区さんの衛生管理ですとか、そういったことを経験なさっている方、あるいはかつて現職時代にそういった下水道施設等の維持管理をなさっている方がおられればなおいいんですけれども、そういった方々に管理委託をお願いしているということで対応するとか、あるいは民間のそういった下水道を主にした管理業者さんもおられますから、そういったところに管理協定を結びながら管理をします。

ちょっと私は震災の教訓から、あえて確認しておきたいんですが、今後の維持管理の対応のあり方として、行政区に維持管理をお願いするような場面というのは極力難しくなっていくのではないかなと見ているわけなんですけれども、そういった点も踏まえて見るならば、下水道施設そのものについてトータル的な知識を持った職員とあわせて、そういった職員間での伝達講習なり研修なり、そういったものも含めて創意工夫をしながら対応していかないと、先ほどもほかの議員さんが言っておられましたけれども、松島の施設に対する維持管理費用というのは膨大に膨らんでいくんです。そういったところも踏まえて対応を描いていってほしいなと思いますので、その辺、要望しておきたいと思います。以上です。

○議長（櫻井公一君） じゃあ、要望ということで。その他、ほかに質疑を受けます。8番今野 章議員。

○8番（今野 章議員） 浪打浜の雨水ポンプ場ということで、まずこの浪打浜の雨水ポンプ場

に流入する雨水の区域はどこからどこまでなんだかちょっと教えてもらえますか。いただいている平面図を見た場合に、いわゆる松島保育所のほうの水も入ってくるのか。一般的に考えたときに、町頭、田町を流れている雨水側溝というか排水路、その水と浪打浜周辺の部分が入るのかなと思うんですが、どの区域の分を想定しているのか、教えてください。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 浪打浜地区、当然、三十刈とかそういうところの部分と、あと観瀾亭脇のあたり、あと松島保育所も当然入るという形で見込んでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章議員） 観光協会前の排水区とここはまた違うのではないかなと思うんですが、観光協会前はどのような対応になるんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 一部は浪打浜排水区があるんですけれども、ここグリーン広場等、先ほど言った、実際県営の駐車場のところが浪打浜排水区、その分と、今回ここに町内排水区というのがあります。これは瑞巖寺のほうの分も入ると。あと、今質問された五大堂前の排水区の一部、これも国道を今回改修しますけれども、そのところから拾って、このところに入ると。ですから、一部が入ると。一番大きいのは浪打浜排水区ということになります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章議員） わかりました。そうすると、五大堂前の排水区の一部だということなので、残りの五大堂の排水区の一部残った分は、普賢堂に入ってくるということなんですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 五大堂排水区に残った部分というのは普賢堂で水を受けるということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章議員） あと、細かいことで申しわけないんですが、当然、これはポンプ場の上、貯留ますというか、そういうことになるわけですが、でかい貯留ますになるんですが、芝生を張りつけるというふうにはなるんですよね。グレーチングが見えるんですが、これはやっぱり仕方ないのかなという気がするんですが、このグレーチングのところも何とか手当てできないのかなという気がするんですが、どうなんでしょう。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 本当は全面ふさげれば理想だとは思いますが。ただ、管理上、ど

うしても上からの水もある程度受ける必要があるので、どうしてもグレーチングというのは筆頭なのかなと考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章議員） 上からというか、この公園内のということなんだと思うんですけども、それ自体も直接管で入れるというようなことにならないのかどうか。何か、せっかくこのグリーン広場に来て、このところにグレーチングが5つ、6つぐらい並んでいるような感じになるので、できればもう少し隠せるものなら隠せるようにしてやったほうがいいのかという気がするんです。

水族館もなくなって、これからどうなるのか、私もよくわかりませんが、やっぱり子供たちも来て全面芝生ということのほうがいいと思うので、そういう対応は今から可能なのかどうかも含めて、教えていただければと思います。

○議長（櫻井公一君） それでは、ここでちょっと昼食休憩に入りまして、あと何か資料なんかあるようなので、ちょっとその辺の確認をしながら昼食休憩に入りたいと思います。

再開を13時といたします。

午前11時56分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） それでは、質疑を再開いたします。

まず、資料の説明に入る前に、議長から皆様に提案でございますが、今、資料のカラー刷りのやつ3枚出ていると思います。この3枚に関しまして、ただいま審議中の議案第73号、次に審議される予定の普賢堂の雨水ポンプ場、これは関連性がある資料でございますので、この資料の説明については一括説明してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） それでは、一括で説明を受けたいと思います。櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） それでは、説明する前に、先ほどの補足説明の中でちょっと1つ言い忘れたことがございますので、文化財の現状変更許可の件をちょっと説明漏らしてしまいましたので、平成26年7月18日にこのポンプ場については現状変更を受けているということでございます。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

（1）蛇ヶ崎排水区、（2）普賢堂排水区、（3）浪打浜排水区、第一排水区、第二排水区

という資料がついていると思いますが、最初は（３）の浪打浜第一排水区、第二排水区についてちょっとご説明いたしたいと思います。

これまで、ここには４つの排水区がございました。浪打浜第一、第二、あと町内、それと五大堂排水区というのが４つあったんですが、これを２つに統合して排水区の見直しをかけたということでございます。

それで、浪打浜第一排水区、真ん中の辺にあるんですが、９．７ヘクタール部分については、直接湾に管を持ってきて放流しますということです。それで、浪打浜第二排水区については、この雨水ポンプ場により排水しますという計画でございます。

続いて、資料の説明をさせていただきます。

次は、蛇ヶ崎排水区について、ちょっとご説明いたしたいと。（１）です、順番的に。

これにつきましては、区域外の流入分、７４．８ヘクタールほど区域外からも入ってくるということでございます。それで、ＪＲでも１ヘクタールほどの開発があったということで、この開発を一応見込みまして、実質の排水区が１３．５ヘクタールということで、蛇ヶ崎の部分に関してはこのポンプ場で受けますということでございます。

続きまして、普賢堂の排水区でございますが、普賢堂排水区につきましては、五大堂の排水区から０．７ヘクタールほどを普賢堂排水区に投入して、全体的には３９．２ヘクタールの排水区域を持つ部分で普賢堂ポンプ場、後ほど説明申し上げますが、７００ミリポンプ３台で吐き出すという計画でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） それでは、資料説明を終わります。

それでは、議案第７３号について、浪打浜排水区のポンプ場についての質疑を再開いたします。質疑を受けます。（「答えはないの」「今野さん」「答弁」の声あり）済みません。答弁、中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） 先ほどのご質問、このグレーチングについてでございますけれども、これにつきましては、やはりこの施設、地下ポンプ場ということで、密封性があるということがありまして、どうしても空気穴が必要になってくるということが構造上ございます。通常であれば、普通、円筒形のものが地上から出て、エア抜きをするわけでございますけれども、ここについてはそういうことはちょっと景観上できないものですから、このグレーチングを使っているということになりますけれども、今、議員さんご指摘のように、これをもうちっと小さくできないとか数を減らせないとか、その辺につきましては、なお今後検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章議員） わかりました。その辺、ぜひもう1回検討していただいて、少しでも小さくなるのであれば、そういう手当てもしていただきたいと思うわけであります。

そこで、もう一つですが、この貯留槽を見ますと、大体流入口がありまして、水面の高さが底から大体4メートルぐらいまで水がたまるという形に見えるのでありますが、いわゆる自家発電装置はこの貯留槽の構築物の中に入るようになっているのか。自家発電装置についてはどうなっているのかを教えていただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） 自家発電設備ですけれども、ここにつきましては、ちょっとこういう場所上のこともありまして、自家発電設備までは今回の事業の中では設置はできませんでした。

そこで、では、そういう場合にどうするかということにつきましては、どうしても可搬式の発電機等をそのときにちょっと持ってきてまして対応するとなるかと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章議員） この貯留槽の水面高が大体下から4メートルぐらいで、その上に空間ができる構造になっているのではないかなとも見えるわけね。そうすると、自家発電装置そのものもこの貯留槽のいわゆる上部の部分に取り付けも可能なのかななんてことも考えるんですが、そういうことはやっぱり無理なんですか。

○議長（櫻井公一君） 中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） どうしても、この上部、地上部分について構築物を置くということが、どうしても一番はこの場合、ここは県の都市公園になっておりまして、都市公園とその文化財の二重の規制、縛り等がありまして、なるべくフラットということがありまして、それでこれは図面にもございますが、300ミリのポンプを2台でポンプ槽から吐き出すわけでございますけれども、その電気盤、これについてもすぐそばに普通は置くものなんですが、それがちょっと今回は無理でしたので、国道側に県の公園整備事業で築山とかができます。その築山の上に、その辺に松の木も移植されますので、そういう木にちょっと隠れた感じで景観に配慮してのそういう電気盤の設置と協議の結果なっておりますので、そういうところでこの事業を進めていっているものでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章議員） 例えば、このピットというか、この中を見ると、バルブのピットがあ

りますよね。こういう構造にすれば、水も余り入らないような構造にして自家発電の装置を置けるのかななんて思ったりしたものですから、ちょっと聞かせていただいたんですが、築山に電源部分を置くというのであれば、例えば、築山はたしか1メートルぐらい以上の高さになると思うんですが、そういう場所に一緒に自家発電の装置もやっぱり装備しておくということにもならないんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） その築山の部分につきましては、今のポンプの低圧の受電盤と機器の操作盤というものを現在置くことで設計しておりますが、そのほかもう一つ、そういう非常用のために1つ分電盤を一緒に置けないかということも、今その辺も検討して、それはできるのであれば何とかやっていきたいとは考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章議員） そうしますと、電源と分電盤を築山のところに置ければ、そこまではあれですか、自家発電装置をすぐ運んできて対応するということになる。わかりました。

できれば、常時そこに自家発電装置があればいいのかなと思っていたものですから、できればそうしてほしいという気持ちもあるんですが、即対応可能だということであればいたし方ないのかなという思いもいたします。わかりました。終わります。

○議長（櫻井公一君） それでは、ほかに質疑を受けます。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） ようやく、こういうふうに関面が出てきまして、本当に今か今かと皆さん待っていたんです。

今回、この（3）浪打浜、これをちょっと皆さん出していただくとありがたい。田町から、グリーンの排水地域からずっとブルーの線が引っぱられております。ここは地区の人たちからいつできるんだと、この計画はいつなんだと、もう何回も言われております。そういう中で班長もとつくに言われていると思います。聞くとところによると入札云々ということになりますけれども、その辺は計画、ここまで関面出ました。今度は、国道からの内側の地元の人たち、一番被害が多いところ、そういうところの人たちに対応はどうなのかということを説明いただきたい。

○議長（櫻井公一君） 中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） 先ほど、資料で出しました青い線、これは浪打浜第一排水区ということで、高台分の排水を直接これは海に自然の圧力で排水するということの関面でございますが、先ほど、今の議員さんが言われましたとおり、これは一度ことしの3月とかに

発注を段取りいたしましてやったわけですが、入札不調、公募者なしというのがありまして、それで今回、5月にも1回また再入札をかけたわけですが、そこでも入札不調というのがございました。

それで、今度、3回目ということで、再々入札ということで今やっておりますが、ちょっと内容を変更いたしまして、まず、とにかく工事を出そうということで進めておりまして、今のところ今月末の入札をちょっと予定しております、この管渠工事については予定しているところでございます。

あと、その上で、地元の皆さんにも説明会等の開催をやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今、班長から地元の説明会をやると、それはそうでしょう。それで、この議案が通ったということになれば、海岸の人たちにはいつごろ説明会、そういうものを検討しておりますでしょうか。なるべく早く、もう台風シーズンを迎えますから、もう台風来ているんですから、これがこっちにいつ来るかはわからないけれども、その辺の説明会を早急に開催してほしいと。どうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） これが議決されれば、事業団とちょっと日程調整とかもいろいろございますので、それが済み次第、速やかに地元説明会をしたいと考えています。（「よろしくお願ひします」の声あり）

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第73号工事委託に関する協定の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 74 号 工事委託に関する協定の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第 5、議案第 74 号工事委託に関する協定の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第 74 号工事委託に関する協定の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事委託に関する協定の締結につきましては、復興交付金事業に係る普賢堂雨水ポンプ場他 1 施設の建設工事を日本下水道事業団と工事委託協定を締結するものであり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、普賢堂雨水ポンプ場及び蛇ヶ崎雨水ポンプ場のポンプを増径・改修するものであります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） それでは、議案第 74 号についてご説明させていただきます。

今回の協定相手がなぜ日本下水道事業団かということにつきましては、議案第 73 号でご説明したところでございます。

次に、日本下水道事業団との協定内容、資料についてでございますが、今回の協定につきましては、既存ポンプ場の改修等であり、平成 28 年度まで債務負担行為を設定し、約 1 年半の工期予定で工事費用が固まっているということから、完成期限を平成 29 年 3 月 31 日までとし、費用を 12 億 900 万円とし、27 年度の事業運用については 3 億 6,400 万円とするものでございます。

次に、A 3 判の 3 つ折りの資料をお開き願います。

右上に P-1 とございますが、普賢堂雨水ポンプ場の全体図平面図についてでございます。現在、800 ミリ 1 台、400 ミリ 1 台、200 ミリ 1 台のポンプがありまして、これで毎分 119 立方メートルが排水可能ということでございます。これを今回 700 ミリ 3 台、さらに 250 ミリ 1 台を更新することによって毎分 230 立方メートルの排水が可能となるということでございます。

続きまして、資料 P-2 ということでお願いします。

これはポンプ場の平面図ということで 700 ミリポンプが 3 台つきますということと、自動除

じん機、赤い色でちょっと示していますが、これをやるということでございます。

それから、あと次のページの資料3につきましては、普賢堂雨水ポンプ場の断面図ということでございます。

続きまして、資料P-4ということで、蛇ヶ崎雨水ポンプ場の全体の平面図でございますが、現在、500ミリポンプ1台、700ミリポンプ1台がございます。今回、700ミリのポンプを800ミリに更新しまして、さらに図面の真ん中で着色しているところでございますが、自動除じん機を設置するというところでございます。それから、赤で囲んだその下のあたり、500ミリポンプの下に赤で囲んで、⑥番の1になりますが、自動発電装置というのを設置するというところでございます。

続きまして、資料のP-5ということで、これにつきましては、蛇ヶ崎ポンプ場の平面図と断面図ということでございますのでよろしくお願いいたします。

以上、説明を終わりますがよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） それでは質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章議員） 質問はうんと簡単であります。これで安心して暮らせるようになるのかどうかということなんですが、まずそれが1つ。

それから、もう一つ、その普賢堂雨水ポンプ場のポンプの内容はわかりました。センチュリーホテルの下を通っている管廊についても赤線があるんですが、この中身は具体的にどういうことなのか、お知らせください。

○議長（櫻井公一君） 中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） まず、最初のご質問ですけれども、これで安心して暮らせるかということなんですが、蛇ヶ崎につきましては、これで排水能力として100%ちょっと超えるものの排水能力にはなりますので、一応問題はないかと考えております。

それから、あと普賢堂につきましては、現在の計画排水量に比べて44%だったわけなんですけれども、今回、700ミリ3台に更新した場合、それではどのぐらいになるんだということになりますと、75%までの排水量になるわけでございます。25%がどうしても残ってしまうということがありまして、これにつきましては、どうしてももう一本100%にするためには、ほかにポンプ場を建てるか、あるいはもう一本吐き出しするトンネルを掘らなくてはいけないというようなことがございまして、現在の復興交付金事業の中では、ちょっとそこまではできないということもございまして、まず75%まで、この復興交付金事業では上げましょうということで現在やっているところでございます。

それと、あとセンチュリーホテルの下の赤い点線になっている部分、これが現在の既設のポンプ場から吐き出すトンネル、岩をくり抜いて昔つくったれんがづくりの馬蹄形のものなんですけれども、ここを今回改修しまして、具体的には内面をわかりやすく言うとライニングのようなものをしまして、水の流れをスムーズにしていくということが目的でやる工事でございます。これによって、幾らかでも水の流れをスムーズにして排水能力の向上に少し上げたいということで設計したものでございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章議員） 普賢堂、それから蛇ヶ崎と2つの排水関係になるわけですが、普賢堂については、そうしますと排水能力が約30%ほど高まるということですよね。44%から75%になるということですから。その関係でもこの排水路を整備しないわけにはいかないと、こういうことで一定程度削れる部分は削るといふか、そういうことで若干断面的にちょっと広がるんでしょうか。これは広がるわけではないんですか。あくまでも表面を滑らかにすることによって流れをよくするという工事なのか、そのところはどうか。

○議長（櫻井公一君） 中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） センチュリー下のところについては、現状の断面の中でやっていくという工事になりまして、広げたりということは現実ちょっとなかなか難しいといふところがありまして、現断面の中での工事ということになります。（「いや、だからこれは具体的にどういふ工事内容」の声あり）工事内容ですか。

○議長（櫻井公一君） 施工内容をちょっと。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） これは工法としましては、製管工法という工法でございまして、今の放流トンネルの中に新しくちょっとした盤のようなものを張りつけていって、それを目地材とかで補充して、ねばしながらつくって再構築していくような工法ということでございます。これによって水の流れを一番よくするという工法になっております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章議員） そういうことね、はい。要するに、れんがでできているのでそういったでこぼこがあると流れにくいから、鉄板を張りつけて表面をつるつるにして流れやすくするよと、こういうことですよ。

それで、蛇ヶ崎はほぼこれで100%だということなんです、實際上、これは降雨量、降雨強度どの程度で100%という計算なんですか。

○議長（櫻井公一君） 中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） 降雨量としましては、町の基準としては7年確率の47.5ミリの雨と、これを対象としたもので100%ということでございます。（「もう1回」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 済みません、もう一度説明してください。ちょっと聞き逃した人がいる。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） 時間47.5ミリの雨でございまして、7年確率で時間47.5ミリの降雨量が対象になっております。

○議長（櫻井公一君） 7年確率は7年に1回ということ。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） はい。7年に1回降る雨ということでございます。

○議長（櫻井公一君） はい。それは予想ね。

質疑してください。今野議員。

○8番（今野 章議員） わかりました。

なかなか、いろいろ、この問題は都市下水路をつくって排水をということで一般的に考えるとお金もかかるし大変な事業だということにはなるんだと思うので、現状の国の補助基準等々の中でやればこれが最高だということだとは思いますが。

いずれにしても、今お話しのように7年確率の47.5ミリという豪雨というか、もう最近は異常気象の中で何度も何度も来る可能性が本町あたりも出てくるのではないかとということを皆さん心配するわけで、これで100%だと言われると、やっぱり、そうなの、本当なの、という、どうしてもこういう思いに駆られてしまうんですが、とりわけ普賢堂排水区については現状でも75%だと、そういう点で改めて同程度の物の考え方でやるにしても、補強をいずれしなくちゃいけないというのが現状だと思うんです、普賢堂排水区については。

これにまだお金がかかるわけでありましたが、それをやらないわけにはいかないのがやっぱり現状なのかなと。そうしないと、やっぱりこの界限、排水区の皆さん方はいずれは水害の被害に遭うことになっていくということになると思うので、そういう点では今後の対応、対策というものも必要かとは思いますが、その辺まで今の時点でどんな考えか持っているのかどうか、その辺だけお聞かせください。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 25%の排水部分をどうするのかということで、ちょっと復興交付金をいただく上においていろいろ検討したのでございます。もう一方、東浜のあたりにちょっとポンプ場できないかといういろいろ検討したんですが、それはちょっと漁協とも相談したんで

すが、難しいということなので、これはあといろいろな何で手法ができるかというのはちょっとこれからの改めての検討課題ということになると思いますので、申しわけございません。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章議員） わかりました。

現状では、なかなかその方策を探れていないということなんでしょうけれども、所長をやめる前に、あと何年あるかわかりませんが、やっぱり少しめどをつけていただければと思うんです。やっぱり町民が安全・安心で暮らせるというのは、まずこういうことも含めて問題を解決していくという方向だと思いますので、金のかかる話なのでなかなか大変だとは思いますが、そういう考え方でもってぜひ進めていただきたいなと。そういう最低限でも今後この問題を解決するんだと、町長はそういう意思をちゃんとお持ちであるのかどうか、その辺確認しておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） いろいろな課題、やっぱり今でもあると思うんです。この水の問題については、前々から松島の大きな問題の1つです。1つと言っても何カ所もありますので、それを全て片づけるつもりで私はやっていきたいと思ひますし、また長い間、時間かかるかもしれませんが、これは完全にやっていかなければいかんと思ひております。

○議長（櫻井公一君） それでは、ほかに質疑ありますか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 大体、今野さんがほとんどおっしゃいましたので、この震災、大雨でまずこういう事業は本当に一生懸命頑張ったんですけれども、ようやく日の目を見て、私たちの目の前に、そして町民の皆さんに示すことができたわけでありまひす。

それで、今、普賢堂の場合、普賢堂と蛇ヶ崎を聞きますけれども、75%だと、その新富あたりからだつと雨が入ってくるわけですね。ホテル新富とかあつちのほう、瑞巖寺の裏から。瑞巖寺周辺は二手に分かれていくと、この普賢堂と浪打浜に分かれていくという排水なんですけれども、それで一番はごんきやさん、あの辺です。ごんきや周辺、旧ファミリーマート、あそこの排水は、当然ここで飲まれるということなんですけれども、以前、質問したときはオルゴール館、あの辺から勾配が逆勾配になっているという答弁がありました。そのために排水が思うようにできないんですよというお答えだったんです。その解決はどうするんですかと言ったら、それも水平にして直していきますと、排水できやすいように直していきますという答弁だったと思ひます。

そういう、そのときの言葉、どのような対策をとられたのか。まず、逆勾配になっていると

いうことは、オルゴール館が海より低くなっていると。だから、今の排水機場のところに余り行かないんですよということなんですけれども、どういう対策をとったんですか。

○議長（櫻井公一君） 中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） ごんきやさんのところからポンプ場、旧オルゴール館のところの水路につきましては、確かに以前からそういうお話を言っておりまして、今回、そこをどうするんだということですと設計して協議してきたわけなんですけれども、どうしても一番は今までの中では、オルゴール館がその水路の上にあってなかなか工事するのも厳しいところがあるんじゃないかというところもあったんですけれども、その辺、オルゴール館側も協議を進めまして、何とか今の水路の中で、勾配をちゃんとポンプ場に向けて直して、水路を改修していく方向で今設計を進めているところでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということは、少し光がもっと見えてきたと、こういう認識でいいんですね。ということは、ごんきやさんは、あの辺は本当に雨が降るとあそこが全部水浸し、もう3回も4回も直している家あるんですから、あそこで、雨だけで。そういうことは本当に解消に近いと思ってよろしいんですか。

○議長（櫻井公一君） 中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） とにかく、あそこの水路は改修しなければならないわけですので、必ずあそこはしないとだめですので、やりますので、光は差し込んでいるかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 班長がそこまで光が差し込むと、その辺はもう明るい希望で住民の皆さんも喜ぶと思います。一生懸命取り組んでください。

それから、蛇ヶ崎のこのカラーコピーを見せられて、あそこはとにかく葉山です。東北本線の上、あそこの瑞巖寺の裏の山、あそこからの流入雨水が物すごいんです。山深いですから。それから、今度、三十刈の駐車場を整備していただいて、下に立派な調整池もできました。そういうところからも水は流れる。それから、葉山からも流れる。そういうものが全部この蛇ヶ崎に入ってくると思うんですよ。

それで、今回は能力が非常にアップして、その辺のことも含めての100%だという対応になっているわけなんですけれども、この辺の雨水、これも7年の47ミリですか、それも同じ計画で始まったんですか。これもそうですか。

○議長（櫻井公一君） 中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） これも同じ、先ほど申しましたように7年確率の47.5ミリということが始まりでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 蛇ヶ崎と普賢堂は地形的に全く違うわけでして、普賢堂は、上は瑞巖寺、新富からばあっと雨が降る、ふさがってくる。そうすると、垣ノ内、あの辺の住宅地が広いです。ということは、保水も少しゆっくり来るわけですね。

ところが、蛇ヶ崎というのはあの山から線路伝いにだだっど流れてきて、間坂の周辺、松島産業のあの狭い川、堀です、一挙に流れてくるんです。それがそこからあふれて、皆さんが大変な思いをしているわけです。町長ももう何回もあそこに行って、皆さんにおわびやら、こういう計画をしますよということを言っていたと思います。そういう中で、本当に100%ここ大丈夫だよということは信じましょう。せっかくやっているんだから。ただ、非常に怖いということでございますので、その辺の地域の説明会があったときに、やっぱりあやふやな答弁は絶対いかんですよ。力強く言ってもらわないと。そういうことで、必ずこれは地域の皆さんに。

私、ここの東北本線のところに調整池をつくってくださいと何回も言ったんですけれども、それはもう本線があれだけ開通しましたので、もう不可能だと、絶対無理だということ、そうするとあそこに調整池があれば、100%と今班長が言ったけれども、150%ぐらいの能力であそこは本当に安心になってくるんですよ。そういうことから含めて、今度は蛇ヶ崎のあその堀の、間坂とかなんかの堀の、草刈りしてもらってはいるようなんですけれども、さらに環境整備を進めながら安心を目指せるような下水道行政にしていってほしいんですけれども、町長含めて、所長、あと町長、最後の答弁をお願いしたいと思います。どうですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 色川さんがご心配なさっているのは非常によくわかります。これを今回、復興交付金というものがございましたので、これにできるだけ乗って、やれるものは全てやりましょうということで100%安心を目指してやってきたわけでございます。それで、十分安全だということをご理解願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） ここの蛇ヶ崎の分については、図面でいう流入区域の見直しから我々スタートしていきまして、その前はもっと狭い区域でもっての水処理ということだったんですけれども、それはまずいんじゃないかということまで含めて、町内、ほかの経験者なんかもいっぱ

いいしますので、全体の議論の中でこういう形での流入域を設定し、またポンプの量なんかも設定していますので、まず大丈夫だなとは思っております。

今、調整池の話が出ましたけれども、まず計算上はこれでいいと思いますので、ちょっとやってみて、それでもまた最近集中豪雨とか多くなっていますので、そういう中で対応が振るわない部分も出れば、それはそれでまた、それをクリアするための措置というものを考えていくということになろうかなと思います。少なくとも、今の段階では、これでまず皆さん方の、これまでのレベルであれば、ご心配はなくなると思っております。

○議長（櫻井公一君） それでは、ほかにございますか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番です。

私から、先ほど73号でしたか、あれで大体、維持管理費の関係でお聞かせいただいたのでいいかなと思ったんですが、いろいろお話を今聞いていますと、あえて海水をオープン水路で来ている分については、これは見える部分ですので問題には余りしないんですけども、ただ一部、最近、公共施設等のいわゆる地上専用というか、一般の町民の皆さんがやむを得ずして家庭菜園的にとか、あるいはフラワーポットなんかを並べたりして、いろいろ管理上に支障が出るような状態が発生したりとか、そういったことが随所に見受けたりするわけですから、そういった点の管理実態として海水の部分はどうなのか。

それから、もう1点がこのP-1の資料で見ますと、センチュリーさんのところが今度は暗渠で出口は800掛ける800のボックスカウンター等で描かれていますけれども、その実態が先ほど、いわゆる管渠の内面をコーティングして粗度係数が下げられて流れのいい状態で、当然、圧力水で抜けていくわけですから、そんなに問題はないんだと思うんですけども、そういった形態が地上部との権利関係で問題は起きないのかどうかと、いわゆる権利区分と管理等の問題でどうなのかというところだけは、ちょっと確認の意味で聞かせていただきたいということなんです。よろしくお願いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） 海水路、最初の質問ですが、そこに付近の方々が花壇とかを置いてとかということは確かに見受けられる場所はあるかと思いますが、その辺はやはり余り好ましくないことにはなってきますので、今回、水路改修する部分につきましては、一番はオルゴール館の下をくぐるところのクリスタルビル脇の水路の一部分が幾らかふたかかっていたりして、その辺をちょっと利用されている方がいるかとは思いますが、その辺は今回の改修に合わせて、ちょっと住民の方々ともお話しして、その対応について考えていき

たいと思っております。

それから、あと2つ目のご質問ですが、センチュリー下のトンネルですが、これにつきましても、ちょうど先月来、この工事をするに当たってセンチュリーホテルさんとお話し合いをちょっと持たせてもらいまして、今回、ポンプ場の改修事業でこの水路のトンネルを改修させてもらいたいということで、それはこの復興事業が立ち上がったときから協議はしているんですけれども、今回、この工事をするに当たって、もう一度覚え書きのようなものをちょっとかわしていただけないかということでお話ししまして、センチュリーホテルさんもその辺わかりましたということで承諾いただきまして、その辺は遅滞なく、現在、順調に進んでおりまして、工事は順調にできるという段取りで進んでおります。

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第74号工事委託に関する協定の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第75号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第75号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第75号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する古浦地区避難施設建設工事に関するものであり、去る6月25日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、古浦地区に災害時に避難者を受け入れるための避難所の建設を

行うものであります。

工期は平成28年3月31日であります。

詳細につきましては危機管理監から説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） それでは、古浦地区避難施設建設工事につきまして、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

手樽古浦地区におきまして、災害時において避難者を受け入れるための避難所の建設を行うものでございます。

A3判資料の1ページをお開き願いたいと思います。

建設場所につきましては、県道奥松島公園線を鳴瀬方面へ向かって富山観音入り口を左手に見まして300メートルほど先の右側に、配置図にありますように有限会社サイトウ水門の手前に建設を予定しております。

建物の概要といたしましては、鉄骨平屋建て、延べ床面積146平米の施設となります。避難者65名の収容が可能となっている施設でございます。

続きまして、資料の2ページをお開き願いたいと思います。

施設の間取りにつきましては、調理室、トイレ、倉庫、集会室、畳敷の会議室となっております。平時におきましては、地区住民の集会などに使用していただく予定となっております。この図面上の女子トイレの部分、ちょっと便器が1つということで少ないように見えますけれども、多目的トイレと兼用しましてメンテナンス等の費用が削減され、床面積の有効利用を図るためということで女子トイレの便座が1つということになっております。これは地区とも了解を得ているというところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第75号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第76号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第76号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第76号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する手樽地域交流センター備蓄倉庫建設工事に関するものであり、去る6月25日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、手樽地域交流センター敷地に備蓄品並びに資機材などを保管する備蓄倉庫の建設を行うものであります。

工期は平成28年3月31日であります。

詳細につきましては危機管理監から説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） それでは、手樽地域交流センター備蓄倉庫建設工事のご説明をいたします。

手樽地域交流センター敷地内におきまして、備蓄品並びに資機材などを保管する備蓄倉庫の建設を行うものでございます。

資料の1ページをお開き願いたいと思います。

建設場所につきましては、手樽地域交流センター北側の体育館解体後の跡地に建設を予定しております。

建物の概要といたしましては、鉄骨平屋建て、延べ床面積252平米の施設となっております。

続きまして、資料の2ページをお開き願いたいと思います。

平面図に図面図となっております。間口が21メートル、奥行き12メートル、正面のシャッター

一より備蓄品の搬入等を行う内容の図面となっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑を受けます。質疑ございますか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 最終資料としてついていますが、入札結果表からちょっと、どうも理解できない部分を教えていただきたいと思っていますが、要するに、落札率に対する予定価格と最低制限価格の取り扱いですけれども、これはどちらで作成し、どういった流れでこういった取り扱いになっているかがちょっと理解できないんです。要するに、最低価格は何か参考となさっているものがあるのかどうかというところをちょっと知りたかったです。1名、失格していますよね。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 最低制限価格、これは工事、工種によって異なりますが、前は調査基準価格はよくありましたね。松島町は、この調査基準価格の算出方法をもって最低制限価格とするという基準を持っています。それまで、70とか、そのものによって決めていたんですけれども、予定価格に対して何ぼだと、今はこの最低制限調査基準価格をベースにした算出方法によって決めているという形になります。

○議長（櫻井公一君） それでは、ほかに質疑を受けます。8番今野 章議員。

○8番（今野 章議員） 私はこういうのはよくわからないので教えてほしいんですが、予定価格というのは多分物価版だか何だかいろいろあって、そういうのでつくるんでしょうけれども、予定価格そのものが高すぎるのではないかと、こんな思いがするのね。前の古浦のやつ、延べ面積で146平米、建築面積で152平米になっていて、もちろんこちらの交流センターの備蓄倉庫は面積が大きいわけですけども、構造としては非常に簡単なんですよね。トイレもないし。そういう点から考えると、もっと予定価格自体が安くてよかったのではないかと、私なんかそんなふうに見えちゃうのね。

それで、いろいろお話聞いたら、これは基準価格を下回っているのはわずか8,000円だけでしょう。8,000円上回っただけで、より高い事業費で仕事をしなくちゃいけないと、こういうことになっているわけ。予定価格8,000円低かったらこうはならなかったわけでしょう、言ってみれば。ちょっと計算式あるから8,000円ではないとは思いますが。そこのところがどうもちょっとおかしいのではないかなという気がしてしまうのね。そういう決まりだからと言われてしまうと何とも言いようがないんですけども、わずか8,000円の違いでこの金額の違いになってくるわけで、いかがなものかと言いたんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 気持ち的にはそうかなという気は1円でも確かに、8,000円も全体事業量が7,000何ぼ、何百万円から見て8,000円はどの位置にあるんだということにはなるかと思いますが、気持ち的には。ただ、執行するほうとして、やっぱり今、松島町は、予定価格の算出については、設計額、税抜きでありますけれども、一応札入れも税抜きということですので、税抜きでやっています。イコールの形をとっています。

そういう中で、ルールとして算出した中でやっておりますので、8,000円ですけれども、逆に1,000円であってもやっぱりここはルールに従って。気持ちは確かにわかりますが。そして、前は調査基準価格をベースにした物事の決め方でやりましたけれども、そうじゃなくて、今、最低制限をもってやっていますので、今は8,000円であってもルールに従ってやっていくと、気持ちはちょっとあるんですけれども。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章議員） 気持ちがあるのであれば、やっぱりそういう気持ちに素直に仕事をするというのも私は大事なことだと思う。わずかな違いで全然違うんですよ、これ、金額が。片方は7,429万5,000円でしょう。片方は5,500万円ですから、2,000万円近く違うんでしょう、わずか8,000円で。

それで、この8,000円が違っただけでこうなると、そこでどれだけ質の違いが出てくるんだということでしょう、言ってみれば。やっぱり、そういうところは、こうなった場合はやっぱり調査をしてやるほうがいいのかと改めて思いますよね。前は調査価格でやっているんでしょう。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 私が個人だったら家を建てるときに、ということはありません。私たちも今野議員と同じように、やっぱり最低制限価格を昔は設けていました。やっぱり下回ってもできるのではないかとということで、調査基準価格をしばらく設けていました。ただ、世の中の流れの中で、私たちも入札監視委員会でもいろいろお話は、指摘とかありまして、そういうのを考慮しながら、やっぱり機械的に切らないとどうしようもないということで、線を引かないと1,000円、2,000円、100万円、どこがいいんだと。もとの1億円の場合と100万円の場合という予定価格と。私も、わかりますけれども、やっぱり調査基準価格のほうがよかったなとそのときは思いました。でも、こういう形になってくると、なおさら調査基準価格があったほうが良いとは思いますが、やっぱりいろいろな、先ほど言った入札監視委員会とかの中で調

査基準価格を設けないで、もう機械的に最低制限価格を設けるということで、今はそういう流れになっています。

あと、予定価格そのものが高いのではないかとことはありますけれども、これは時期的に前だと低いんじゃないかということで不調になったりしていますけれども、そのためには私たち、これは会計検査院の検査対象になりますから、適正な歩掛で国・県の指導とか、そういうのでやっているんで、高い、安いではなくて、その場合によって落札率がこういう形になったということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章議員） 予定価格は、私言い過ぎたかもしれません。それはそれでやっているのはわかるので、ただ、落札した金額が執行するのととったので2,000万円近い違いが出るわけでしょう、この8,000円のおかげで。だから、そこはもう少し基準を考えたらいいんじゃないかということなんですよ、要は。最低制限価格と調査価格を組み合わせたってそれまででしょう。最低制限価格にあったと。だけれども、落札、8,000円の違いであるんだから、例えば、最低制限価格の5%範囲内のずれがあったときは調査価格でやることもありますよとしておいたら問題ないんじゃないんですか、そうなったら。ということだってあるわけね、これは仕組みの問題だから。私の理屈から言えば。皆さんはどう考えるかは知らないけれども、それはすばすばと切っていくのは一番簡単です。

だけれども、こうなると、いかにも高いものを買っているなとやっぱり、それが庶民の感覚じゃないですか。皆さんもそのとおりだと思っている、だけれども決まっているからそのとおりやっているだけだという、この理屈なんですよ。その柔軟性のなさね。やっぱり、柔軟に対応すべきところは柔軟に対応できる行政になっていくという、そこが私は大事だと思うんです。

だから、法律だっていつだって例外事項があるわけでしょう。そうやって抜け道をつくっているんです。そういう例外は、要るときはきちんと使うようにするということも必要なのではないかと私は思うんです。

だから、これを見ると本当に腹が立っているんです。このままだと賛成しなくちゃいけないのかなと、そう思いませんか、本当に。あとやめますけれども。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 心情的にはわかります。

ただ、併用はなかなかできないと。最低制限価格という項目と言われたとおり。だったら、

調査基準価格でいいのではないかというのが国・県の指導です。やっぱり、これにいろいろ弊害があるかどうか日本全国の、国土交通省が一番主体になってやっていますけれども、いろいろな自治体でいろいろな事例が出てきて、今のおさめどころは、調査基準価格は最低制限価格ということがいろいろ時勢によって変わるということはあると思いますが、今の時勢の中では、前は最低制限価格と、その前は最低制限価格もありませんでした。なくて、最低制限価格、その後、調査基準価格で、また戻ってこういう形となるので、言わんとすることは私も同じなんですけれども、いかんせん私たちは法律とか国・県の指導、あと会計検査院の指摘とかありますから、それはやっぱりある程度の制度にのっとってやらないと。

町だけの考えで運用ができるというのがあればいいんですけれども、国費、交付金をもらっているということになれば、それに従わざるを得ないということで、基本的には従わざるを得なければ理由づけができないということになりますから、根拠たる理由づけができないので、私たちはある程度、国の基準とか、そういうものをほぼ同じにしているということで、ただ、運用の仕方は2種類、3種類あった場合は、どちらかというと調査基準価格か最低制限価格かどちらをとるかということになりますから。

ですから、私たちは、いろいろな、先ほど申し上げたとおり、ダブリますけれども、今は最低制限価格をとっていると。併用は今まで考えたことはないというか、今のところ制度はありませんので、どちらかということで、こちらにいたしました。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章議員） 私もよくわからないんですけども、法律を破ってまでやりなさいと私は言っているわけではないんです。ただ、制度上、許される範囲で松島町らしく、やっぱりきちんと価格が低く抑えられるものであれば抑えるという方法論として、法律で許容範囲の中でやれることはあるでしょうと。そういう中に、例えば最低制限価格と調査価格を組み合わせたということだってあり得るんじゃないかということを先ほど申し上げたわけね。

だから、必ずそれをやれとは言いませんけれども、方法論としてこんなケースが生まれてくると、どうしてもどうなのと、だって予定価格七千四、五百万円近いものから2,000万円近く下がるんですよ、これでいったら。30%ぐらい違うわけでしょう。そういう違いをこのまま、じゃあ議会黙って、しょうがないんだよねという話になるのかと思うから聞いているわけ。

そうすると、今回はいいですよ、今後のあり方として、もう1回この問題どうなのということがあっていいんじゃないかと思うんです。国がこうしろ、ああしろというものもあるんでしょうけれども、自治体は自治体なんですから、自分たちの頭で考えて行動しなさいというのは地方分権

なんですから、そういう立場で考えるということも必要なのかなと、改めてこれ見て思いました。ぜひ、その辺研究してほしいなと思うんですが。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 確におっしゃるとおりです。我々の立場もおわかりの上でのご意見かと思しますので、こういったケースもあるということを頭の中に入れて、入札監視委員会なり、あと県なり国なりへの問題提起の種として、我々として持っておきたいと思います。（「やめます」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 何か倉庫の図面を見ると、真ん中に四角いのがあけれども、これは棚か何かつくるんですか。

○議長（櫻井公一君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） おっしゃるとおり棚でございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） これはどういう棚なんですか。

○議長（櫻井公一君） 棚はどういう棚ですか。赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） スチール製の3段から4段の棚になる予定でございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） じゃあ、これは建物とは違うんですね。別に備品として買って据えつけるということなんですか。それとも、この建物に設置するということなんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁させます。赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 工事備品として工事費の中に含まれております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 工事費の中に含まれるということは、これは別に備品で買ってきて、そこに据えつけるのも工事費の中だということなんですか。

○議長（櫻井公一君） これは工作物なのか、それとも移動する棚なのかと聞いている。熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） さっきはスチールだということはお話しさせていると。それから、こういうスチール系ですので、3段、4段で棚、そして固定いたします。そして、普通、請負者が備品で買ってくるといえは買ってくる云々、そのところ、工事や工事の中に、備品とい

う項目ではないですけれども、材料代という感じに入ってきて、そういうところから買ってきて現場に固定をかけると。これは地震とか何かありますので、固定をかけてきちんとするという形のものです。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。建物そのものは、じゃあ、これと全く入っていないということになるのかな。よくわかりません。

わからないですけれども、ただ、今野議員も今おっしゃっていましたが、最低制限価格8,000円下がっただけで失格だよと、それ以上700万円も上のやつがルール上は最低価格だからということで入札したんだと思うけれども、前もその議案のやつは水回り等も入って、複雑なつくりの中でこれだけの金額になるというのはわかるんだけれども、何か自分たちが、例えばただの倉庫をぼんと建てたときにこんなに値段高くなるのかなという感じがするので、坪単価から計算すると。なかなか、そういう高さで通ってしまったんだから仕方ないかもしれませんが、私も議案として上がったものに対して簡単にいいのかなという感じがしましたので、ちょっとお聞きしたわけでありまして、わかりました。

○議長（櫻井公一君） それでは、最初に柵が本工事に入っているのか、入っていないのかの確認もありましたので、そちらの答弁をまずさせます。熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 今回の議決の工事本体、建物の中に柵も一緒に工事費としてはいつております。ですから、一体のものになります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 2番目、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 先ほど、今野議員さんに言われた質問のお答えとダブりますけれども、一応、告示する場合、一般競争入札でも指名でも、予定価格はありますよと、事前公表でありませんよと、最低制限価格を設けていますよと、それを知って札入れますから、予定価格。

だから、それが今野議員さんの質問と同じように、1,000円でも2,000円でも何十万円でもなると、今の私たち、松島町では、同じ話に何回もなりますけれども、調査基準価格を前に設けていたと。じゃあ、これが1,000円だから8,000円だから、じゃあこれは最低制限価格を皆さんの業者に公表してやった場合、このルールに反するというのは事前に言っていますから、ですから、今野議員さんの質問と同じような形ですけれども、国の制度、県の制度を私たちは大体運用というか、そういうのをやっていますので、それも含めて町長が言われたとおり調べてどう反映させられるかということです。

あと、もう1点、単価予定価格が単純な鉄骨の屋根に、下はコンクリートで坪単価は安いん

じゃないかということなんですけれども、これも今野議員さんと同じ答えになりますけれども、100%復興交付金で来ます。当然、会計検査院も、今月もう来ます。今月30日に松島に当たりますけれども、その場合も積算の仕方はどうしたんですかと、工事の場合。そうすると、公共的に国とか県とかのやつ、ない場合は、何々物価版とかという何掛けということになりますので、私たちは答えられるようにやっているので、私たちは今積算したらこの金額であるということで予定価格を設定していますので、高い安いというのは、あとは業者の判断の中で、資材とか仕入れ価格になりますから、これで予定価格を設定しました。

○議長（櫻井公一君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） わかりましたと言ったからやめようと思っているんですけれども、それはわかりましたよ、わかりました。その説明は。

ただ、私の受けとめ方として、そういうものではないかという思いがしたもので、さっきからも議員さんたちからいろいろ出ているけれども、高いものを建てれば維持管理に今度は補修するだけなんだよ。同じような高い金をかけて補修していかなきゃならないということになると、できるだけ安いものをつくったほうが今後の維持管理では安い修理費となって済むわけでしょう。高いものでつくれば高いものを補修していかなきゃならないのだから金がかかるよと、論理的にそうなっていくわけです。大理石を使ったところにれんがでねばしたって補修したということにならないでしょう。やっぱり、そこはそうして金をかけて直さなきゃならないから、やっぱりそこは建てるときから、後々経費のかからないように建てたほうがいいなという感じがしたものですから、私の考えとして述べさせていただきました。理解はしていました。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第76号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

ここで、議事進行上、休憩をとります。

再開を14時20分といたします。

午後2時10分 休 憩

午後2時20分 再 開

○議長（櫻井公一君） それでは、議事を進めていきたいと思います。

日程第8 議案第77号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第77号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第77号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する松島運動公園備蓄倉庫用地造成工事に関するものであり、去る6月25日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、松島運動公園敷地内の東口付近に備蓄倉庫の建設のため用地造成を行うものであります。

工期は平成28年3月31日であります。

詳細につきましては危機管理監から説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） それでは、松島運動公園備蓄倉庫用地造成工事の工事請負契約について、ご説明申し上げます。

運動公園東口に備蓄倉庫を建設するため、用地造成を行うものとなっております。

A3判資料の1ページをお開き願いたいと思います。

施工内容につきましては、全体整備面積が3,880平米、備蓄倉庫用地造成地のほか、既存駐車場の機能補償といたしまして、西側の山林部分を造成し24台分の駐車場の整備をする内容となっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。質疑を受けます。12番高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） この備蓄倉庫がちょうど東側の今駐車場になっているところに建てるようなお話なんですけれども、それに関しての駐車場が機能補償として24台分の駐車場を新たに整備ということで、町有地であるここの山林になっているんですか。ここを一応造成するような形になるんですけれども、この機能補償としての今のこれから備蓄倉庫を建設するところが24台分だけの機能補償での造成になるのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（櫻井公一君） 機能補償について。熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 基本的に、これはそのとおり。機能補償として24台分で、メッシュで切って、台数切っていますので、あと、それから、これは復興庁とやりとりかけまして、つくるスペースを駐車場のところと、その機能補償ということでここということで何とか機能補償分まで行って、できればもっと行きたかったんですけれども、機能補償分までと。

それから、用地的にはちょっと、これは全部松島町の土地です。今ある土地の中で、許される範囲内の機能補償分ということであります。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○12番（高橋利典君） 機能補償だから、台数ならその部分のだけだということはわかっているんですけれども、なかなか、この施設はこれからも人工芝とかなんかなって、今でも駐車場がそのとおり足りなくて大変な状況になっていまして、何かイベントがあればあの辺に道路にある、何やるといった形での車なんかはかなりとめられる、とめてある、そういった出入りもかなりあったりして、かなり通行の妨げになっているんです、現在も。

だから、機能補償だけではなく、何とか町は町で独自に、これは山頂までずっと町有地になっていますよね。その辺も含めて、別に駐車場をつくってもいいんじゃないかなという気もしているんです。駐車場の造成という形で進めないものか、その辺ちょっとお聞きしたいです。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） まず、基本的にこれは復興事業であるので、台数的な機能補償分までしか、何とか認められたんです。

それから、今、それとは別に駐車場が足りないよということで、それもそうだなということ。はちょっと内情はあって、じゃあ、ここをもっと台数広げるためには新たに第三者から用地取得に入っていかなきゃならないと。そのときに果たして協力を得られるかということ、なかなか難しい方もいらっしゃるので、これも中身見ました。どういう地権者がいてどういう対応をする、どこが対応できるかなというところ、今言われたように足りないというのはわかっていますので、せっかくですからということでしたんですけれども、まだ復興事業であるから機能補

償分だというのはある。

その後の対応について、ここにできるかどうかということもありますが、第三者の用地等々がうまく行けば可能ではあるかなと思いますけれども、この事業ではあくまでも機能補償分だったということであります。

○議長（櫻井公一君） 高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） わかりました。じゃあ、この関連で一応継続的にやれるようなことで検討していただければと思います。以上です。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第77号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第78号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第78号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第78号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する石田沢地区避難場所整備その2工事に関するものであり、去る6月25日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、東日本大震災で津波被害を受けた松島地区を対象に、津波浸水区域の背後地に地域住民及び観光客等の安全を確保する避難場所整備として、計画地の舗装工事を主とした整備を行うものであります。

工期は平成28年3月31日であります。

詳細につきましては担当課長から説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、資料に基づき説明させていただきます。

初めに、資料1枚目の石田沢地区避難場所整備その2工事の概要説明図をごらんいただきたいと思います。

石田沢地区につきましては、津波避難計画に基づき2万1,140平米の避難場所の整備を図るもので、舗装、雨水排水施設、防護柵、植栽等を実施するものであります。

今現在の工事の進捗状況になりますが、昨年6月に契約した工事につきましては、造成盛土工、雨水排水溝調整施工が7月末に完成予定となっております。

今回の工事につきましては、図面に着色しております部分となり、県道からの進入路の右側の駐車場の舗装、雨水排水溝、植栽等の工事を実施するものであります。また、着色されていない左側と正面につきましては、今後の避難施設備蓄倉庫等の建築工事に関連しますので、建築工事が完了してから舗装工事等を発注したいと考えております。

次に、2ページの入札結果表をごらんいただきたいと思います。

入札方法は、条件付一般競争入札を行ったものであります。3社が入札に参加され、第1回目の入札において、前田道路株式会社仙台営業所が予定価格に達し、最低額入札者であることから請負契約予定者としたものであります。

また、仮契約につきましては7月1日に締結しております。

なお、工期につきましては平成28年3月31日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。質疑を受けます。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） このように、今度、いよいよ今月いっぱいで繰り越しになった部分が完成だと、ちょっと本当に終わるのかなという思いの中で見ているんですけども、何とか頑張ってやるんでしょう。引き続き、この道路の今度は着色された部分に入ると。その後、この建物が入っていくのかなと思うんですけども。この着色された部分は舗装まで全部やるわけでしょう。その後、立派な建物をどんどんつくって行って、痛んだり何だりということはないわけですか。

それから、この間、私たちは第1常任委員会で萩の「シーマート」というすばらしい建物、年間11億円ぐらいの売り上げを誇る海産物のところを見てきました。あそこのところを今度は日本を代表する道の駅になったわけですが、一体改革の中で、やっぱり最初、建物をつくる前からあそこを今度、この施設を利用する人たちの会社、そういうものをまず立ち上げるとか、今回、いつからこの建物が工事費に入るのか明確ではないんですけれども、その前からやはり業者さんなり、そういうものと打ち合わせとか、そういうものをそろそろ決めていったほうがいいのではないかなと思うんです。そういう、どの程度まで今お考えになっているんですか。

もう着々とこういう道路もできてくる。関心事は、今度は誰がやるのかと、どういう建物で誰がやるのかと、そういうことに今度移っていくんです。そういう中で、いや、そろそろもう検討していると思うんですけれども、その辺、今どこまで進んでいるのか。判明しているところまで教えてください。

○議長（櫻井公一君） それでは、最初に着色ではない工事箇所、そういったものから答弁させます。中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） おっしゃられたように、今度、建築について出てきますので、それに影響ある部分と影響ない部分ということで、工事区域を分けてということで、色を塗った部分については完成形まで、舗装までやるということです。塗っていない部分を一応工事用地として資材置き場とか、そういった部分に当てながら一応施工させていただくという形で考えております。

○議長（櫻井公一君） 2番目の。震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） この建物をこれからつくっていくわけですが、活用の仕方については、まず1つは復興交付金事業の中で実整備メニューが防災まちづくり拠点というメニューでお金をいただいたということになっています。

それで、防災まちづくり拠点の中でやれることというのが、これもやはり国のちょっと固い考え方なんですけれども、ある程度いろいろな制限がありまして、まず道の駅という言葉は絶対使わないでくれということは言われています。その中で何が可能なのか、そしてどこまで許されるのかという部分を今検討中ということで、例えば、道の駅的な役割をこの建物の中にはやはり持たせたいなと思うんですけれども、固定的な、例えば棚とか、そういったものを固定物化してはちょっとだめなんじゃないかなということも、何となく今までの話の中で出てきています。例えば、ある程度販売の活用をするのであればキャスター付きの Gondola とか、そ

ういったものでどのくらいの面積が許されるのか、これは復興庁とこれからいろいろ確認していかなくちゃいけない手が多々あります。

ですから、その辺、これからちょっと並行作業で検討は進めていきますけれども、ただ、そういう中でもこの立地条件を最大限活用できるようなものにはしていきたいということで、もうちょっとお時間いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 避難場所、避難施設ですから、今言われることはわかるわけです。そして、この工事は来年3月31日が工期だと、その後から当然予算が入ってきて、この建物のところの部分が入ってくると思うのね。そうすると、28年度中には完成するのかなと、そういうことを含めてやはりいろいろなことで難しいと思います、今言われたように。最初からどんとやって、どういうものをするということになると、国からお叱りを受けるかもしれませんが、でもやっぱりその辺のことも含めて、早目にこの部分は計画をしていったほうがいいのかなと。

あれを見るとすごく立派なものになってきていて、今までイメージ的に下になっていたのが、今度道路、埋め立てが上になりましたら。そうすると、建物が並行にするとすごく建物が上に見えます。長老坂から下りてくる分には下に建物が見えて、すごくロケーションがよくなるかなと思うんですけども。

そういうことで、早急にこういうことも当然考えていると思うんですけども、町長、こういうのをやっぱり明確にしたほうがいいんじゃないですか、そろそろ。どういうものをする。内部的には幾らかちょこちょこっと話はしているかもしれないんですけども、やっぱり6次産業化ということを私たちは一生懸命、第1常任委員会でも言っているわけです。もう2年もやっているんです、これ。そういう中で、町もそういった取り組みを一生懸命なされているので、そういう部分の、一生懸命町も携わって行って、こういうところも活用しますよということを、明言はできないかもしれないですけども、町長はどのようにお考えになっていますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） ちょっと結論的な話を言うと、やっぱり明言できないので難しいところはあるんですが、萩のお魚屋さんのやつですよ。テレビで見っていましたよ。なかなか面白い。ただ、あれを見ていたんですけども、やる人たちの工夫とか、地場産でとれたものをどうやって有効にするとか、今までほかの町の人が来たときに売るんじゃなくて、地元の人に売るとか、そういういろいろなアイデアなりコンセプトなり、やっぱり地元の人が考える、こ

れが大事だと思うんです。

役場で大まかにこんなことと言ったりはできますけれども、やっぱりやるのは地元の人なので、特に、海岸地区の話でございますので、海岸地区では若い人も含め、いろいろやる気のあ
る人がいっぱいいらっしゃいます。色川議員なんかも地元を歩きながら、こういう人がこんな
ことできるんじゃないかということがあれば、ぜひ、うちにも教えていただいて、そういう人
たちと一緒にやってやるというようなこともあろうかなと思います。私も常々アンテナは高く
しておきたいと思いますが、色川議員も海岸をぜひアンテナ高くしていただいて、一緒
にやっていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） やっぱり、こういうのは地場産品云々ということになりますと、もちろ
ん海岸の人、海岸と今町長言いましたので、それは少数の人が製造からも地産地消ですから、
海岸というのは大体ご存じのとおり、仕入れして販売するというのが多いわけで、6次産業化
というのはまた違うわけで、そういうことで、これは全町的な取り組みをしなきゃいけないと、
私はそう思うんです。全町なんです、これは。

そういうことで、やっぱり地場産業を盛り上げて、それでももちろん地元なんですけれども、
松島はほかと違って観光地で全国から集まるから、そういう名産品の分も含めながら、この施
設の中で販売して、これはちょっと今回この議論するわけではないですから、やはりこの辺の
ことを含めながら、そういう諸団体も含めて、もう当然議論していると思うんですよ、私の想
像で。そういう中で、当然、明確にそろそろ設定とかなんかできた時点においては、もうこう
いうものだということを進めていったほうが混乱なくスムーズに営業できるかなと思いますの
で、その辺のことを怠らないでなるべく早く進めていったほうがいいかなと思います。

それから、ここに大型駐車場が17台とあります。私が指摘した二十何台よりはかなり減りま
したね。減りました。でも、17台という駐車場は本当に大きいんです。松島に今、日中にだっ
て17台来ていないから。水族館もなくなる。本当に、でもいずれはあの施設のところに何かで
きるかなと思いますけれども、この辺も大型バス専用の駐車場ばかりではなくて、やはり一般
の人もとめられるような、そういう施策を考えてほしい。大型駐車場になると、ほかの
人は入れないと勘違いするから、そうじゃないんだよというようなことも。

ということで考えてほしいなと思います。ここまで来たんですから、早く一生懸命や
ってください。

○議長（櫻井公一君） それでは、ほかに。あえて答弁は求めていないようですから。質疑を

受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第78号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第79号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第79号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第79号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する三十刈地区避難場所整備その2工事に関するものであり、去る6月25日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、東日本大震災で津波被害を受けた松島地区を対象に、津波浸水区域の背後地に、地域住民及び観光客等の安全を確保する避難場所整備として計画地の舗装工事を主とした整備を行うものであります。

工期は平成28年3月31日であります。

詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、資料に基づき説明させていただきます。

初めに、資料1枚目の三十刈地区避難場所整備その2工事の概要図をごらんいただきたいと思います。

三十刈地区につきましては、津波避難計画に基づき2万4,104平米の避難場所の整備を図るもので、舗装、防護柵、植栽等を実施するものであります。

今現在の工事の進捗状況になりますが、昨年6月に契約した工事につきましては、造成盛土工、雨水排水溝調整施工が7月末に完成予定となっております。

今回の工事につきましては、図面に着色しております部分となり、県道からの進入路の右側の既存駐車場については新しく舗装の打ちかえを行います。また、左側につきましても、建物建築場所を除き、駐車場の舗装、植栽等の工事を実施するものであります。

次に、2ページの入札結果表をごらんいただきたいと思えます。

入札方法は、条件付一般競争入札を行ったものであります。6社が入札に参加され、第1回目の入札において、三井住建道路株式会社東北支店が予定価格に達し、最低額入札者であることから請負契約予定者としたものであります。また、鹿島道路株式会社東北支店につきましては、最低制限価格を下回っての入札となり、失格となったものであります。

なお、仮契約につきましては7月1日に締結しております。

また、工期につきましては平成28年3月31日であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第79号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第80号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第80号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第80号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する町道東浜2号線外道路整備工事に関するものであり、去る6月25日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、1工区施工延長225メートル、2工区施工延長305メートルを行うものであります。

工期は平成28年3月31日であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、資料に基づき説明させていただきます。

初めに、資料1枚目の町道東浜2号線外道路整備工事の位置図をごらんいただきたいと思います。

1工区につきましては、ホテルニュー小松からマミーホームの前を通り、東浜避難場所までの延長225メートル、2工区につきましては、福浦橋入り口のところからセンチュリーホテル前を通り、さんとり茶屋の前までの延長305メートルを施工するものであります。1工区と2工区の間につきましては、既にウォーキングトレイルとして整備が完了しているところであります。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

1工区の平面図の赤色で着色している箇所を車道として舗装するということでございます。道路附属施設工といたしまして、誘導サイン、誘導灯、カラー誘導ライン、それからソーラータイルを設置いたします。

標準横断図をごらんいただきまして、標準幅員は6メートルでございまして、マミーホームさんの前につきましては若干拡幅となりまして、一部擁壁を設置するということでございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

2工区につきましては、既存の道路に道路附属施設工といたしまして、誘導サイン、誘導灯、カラー誘導ライン、ソーラータイルを設置するものであります。

次に、4ページの入札結果表をごらんいただきたいと思います。

入札方法につきましては、指名競争入札を行ったものであります。これまで2回条件付一般競争入札を行ったものでありますが、入札参加者がなく入札が行われませんでしたので、指名に切りかえて入札を行ったものであります。町内業者5社を含め10社を指名し、10社入札を行いましたが、技術者の配置等ができないといった理由により9社が辞退し、1社の入札となったものであります。その結果、第1回目の入札において、共立工業株式会社松島営業所が予定価格に達しましたので、請負契約予定者としたものであります。

また、仮契約につきましては7月1日に締結しております。

なお、工期につきましては平成28年3月31日であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。質疑ございますか。6番小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 6番小幡です。

これ私よく知らないのであれですけれども、地元阿部土木さん、佐々勝さん、宮沢産業、成和さんまでは町内の業者だと思うんですけれども、鈴木工務店さん、八島さん、伏谷さん、斎藤工務店、山幸さん、これはどこの……。塩釜ですか。

珍しいなと思って質問したんです。全部辞退で1社だけ、それも東浜を住所にしている人なんだ。（「しかも99.9だよ」の声あり）99.9……。

○議長（櫻井公一君） 質疑者に対する私語は慎むように。

○6番（小幡公雄君） そうすると、松島と塩釜の業者が皆さん辞退なさったということですね。わかりました。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 鈴木工務店さんは一応塩釜です。それから、八島さんは塩釜、伏谷さんは多賀城、それから斎藤工務店さんは多賀城、それから山幸さんは利府です。2市3町から一応選ばせていただいたということです。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑を受けます。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 私は、P-2と書いてある資料から1点だけですけれども、標準横断面におけるNo. 32付近の断面が描いてありますが、着色されている部分というのは、これはカットしてという意味なんですか。それとも、張りコンクリートで、山側にアンカーを打ち込むというんですか、どれくらいの工事内容で高さはどれくらいか。そして、土質は何なんですよ。

うか、というところをちょっと知りたかったんですけども。参考までにお教えてください。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） この部分は、現道が一応6メートルございませんで広げるということです。ちょうど盛り土区間になります。擁壁をその盛り土の端につくっていくということで、押さえが必要ですのでアンカーで一応押さえるという形でございます。土質につきましては、アンカーを打つ部分については岩盤にまで一応達するという形でございます。（「高さは」の声あり）高さは8メートルぐらい。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 1段の高さで8メートルを想定されるんですか。5メートルで犬走りを通してまた3メートル上げてとか、そういうことじゃなくて、たまたま標準の断面ですから、断面をぼつと切った段階で、ある部分を足すと、遠目には盛り土部分にあるけれども、それも張りコンクリート構体でアンカーを打って押さえるという構造じゃないですか。ちょっとこの構造上、余り見受けられないようなスタイルで描かれているので、これはどうなのかなというところをちょっと心配したものですから聞いてみました。

○議長（櫻井公一君） 赤間建設課参事。

○建設課参事（赤間春夫君） こちらの部分につきましては、普通の擁壁工ではなくて前面の、マミーホームさんの出入りも考慮しながら施工しなければならないということで、なるべく工法的に使っているんですけども、コンクリート板をアンカーで押さえるという工法になっておりますので、通常のブロック積みの5メートル以下でなければならないとか、そういうのはなくて、構造計算上、これで持つような形になったものを使用しております。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかに質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第80号工事請負契約の締結について

は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 81 号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第81号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第81号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結については、東日本大震災復興交付金事業として実施する町道手樽・富山駅線避難道路整備工事に関するものであり、去る6月25日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、道路改良工施工延長900メートルを行うものであります。

工期は平成28年3月31日であります。

詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、資料に基づき説明させていただきます。

初めに、1枚目をごらんいただきたいと思います。

施工箇所につきましては、手樽のフットボールセンター前の町道となります。

平面図、左側のNo. 77地点は、銭神漁港のところからフットボールセンター前を通り、早川の堤防にぶつかり、左に曲がり、富山駅方面に約120メートル行ったところのNo. 122までの延長900メートルを施工するものであります。

標準断面図になりますが、車道付近が7メートルで2車線、歩道は片側歩道で2.5メートルとなります。

今回の工事は、表層のアスファルト舗装をライン引きまで行い、完成形の工事となります。

2ページをごらんいただきたいと思います。

歩道の位置につきましては、図面の上側のフットボールセンター側に歩道を設置いたします。3ページにつきましても同様でございまして、フットボールセンター側に歩道を設置いたします。

4ページの平面図をごらんいただきたいと思います。

図面の右側が北となりますので、90度右に回転した図面となっております。左上の道路がフ

ットボールセンターの前を通ってきた道路となりまして、この道路が直角に曲がった箇所が農地海岸堤防にぶつかったところとなります。この農地海岸堤防と隣接する町道の歩道につきましては、幅員３メートルの堤防の小段を歩道として利用することとしておりまして、直角に曲がったNo. 116の横断歩道のあるところからNo. 122の120メートル区間につきましては、車道のための施工となります。これら農地海岸堤防と隣接する箇所については、全てこのような形になりまして、歩道は堤防の小段を利用するという形でございます。

次に、５ページの入札結果表をごらんいただきたいと思います。

入札方法は、条件付一般競争入札を行ったものであります。２社入札申し込みがありましたが、人員の確保が望めなくなったという理由により１社が辞退し、１社の入札となりました。その結果、第１回目の入札において株式会社NIPPON宮城統括事業所が予定価格に達しましたので、請負契約予定者としたものであります。

また、仮契約につきましては７月１日に締結しております。

なお、工期につきましては平成28年３月31日であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第81号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第１３ 議案第８２号 平成２７年度松島町一般会計補正予算（第３号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第82号平成27年度松島町一般会計補正予算（第３号）

についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第82号、平成27年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、全て東日本大震災復興交付金事業に係るものであります。

内容につきましては、第12回配分交付可能額通知のありました事業及び復興庁から既に交付金が配分されている事業について、今般、事業間等の流用が認められたことに伴い、執行可能となりました事業等について補正するものであります。

その概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、4ページをお開き願います。

2款総務費1項17目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、平成27年6月25日付で第12回配分交付可能額通知がありました5事業に係る東日本大震災復興交付金について全額積み立てるものであります。

18目復興推進費につきましては事業ごとに説明いたします。

松島地区復興まちづくり拠点施設整備事業につきましては、松島地区の防災活動拠点となる施設の整備に係る委託料及び工事請負費について補正するものであります。

松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業につきましては、津波浸水区域背後地である石田沢地区に帰宅困難となった住民及び観光客等の避難の場所を確保するとともに、防災まちづくりの拠点となる施設の整備に係る委託料及び工事請負費について補正するものであります。

松島地区等避難施設整備事業につきましては、住民、観光客等の安全を確保する施設の整備に係る委託料及び工事請負費並びに公有財産購入費、電力柱等移転補償費について補正するものであります。

備蓄倉庫整備事業につきましては、災害時に使用する物資及び資機材を備蓄する施設の整備に係る委託料並びに工事請負費について補正するものであります。

美映の丘地区災害公営住宅児童公園公衆トイレ整備事業につきましては、避難場所のトイレ建設工事に係る設計業務について補正するものであります。

漁業集落防災機能強化事業につきましては、本事業に伴い、嵩上げ事業の対象となっております名籠地区・梅ヶ沢地区と避難道路を結ぶ集落間道路の整備費及び支障となる電柱の移転補償費、嵩上げ整備工事を実施した名籠地区等5地区においての土地境界復元業務について補正するものであります。

6 ページをお開き願います。

8 款土木費 2 項 3 目道路新設改良費につきましては、手樽地区の避難道路 5 路線、高城地区の避難道路 1 路線、松島地区の避難道路 2 路線の整備に係る工事請負費及び普賢堂外避難道路整備事業に伴う道路用地購入費について補正するものであります。

5 項 2 目公共下水道費につきましては、下水道事業特別会計において実施する東日本大震災復興交付金事業に係る財源を繰り出すものであります。

5 目街路事業費につきましては、町道根廻・磯崎線道路築造事業について補正するものであります。

歳入につきましては、3 ページをお開き願います。

11 款地方交付税 1 項 1 目地方交付税の震災復興特別交付税につきましては、歳出補正予算に計上しました東日本大震災復興交付金事業に係る一般財源負担分について措置される見込み額について補正するものであります。

15 款国庫支出金 2 項 7 目東日本大震災復興交付金につきましては、第 12 回配分可能額通知に伴い補正するものであります。

19 款繰入金 2 項 4 目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました東日本大震災復興交付金事業に対し繰り入れするものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） それでは、歳入 15 款 2 項 7 目東日本大震災復興交付金に関連しまして、松島町復興交付金事業に係る第 12 回配分の内容について、資料に基づき説明させていただきます。

資料 1 ページは、第 12 回申請において採択となり事業費の配分を受けた事業一覧、2 ページの A 3 判図面が事業の位置図となっております。

第 12 回申請につきましては、平成 27 年 5 月 21 日に交付金計画書を提出し、平成 27 年 6 月 25 日付で交付可能額の通知を受けております。

申請事業数は、資料 1 ページの N o 1 から N o 4 までの 4 事業で、4 事業ともこれまで工事費等の事業費が配分されている事業でありまして、今回、27 年度分の事業費として造成工事費、建築工事費、用地・補償費等を申請し、申請どおり採択されたものでございます。

また、N o. 5の漁業集落復興効果促進事業につきましては、N o. 3の漁業集落防災機能強化事業に係る事業費の20%分が効果促進事業費として追加配分されたものでありまして、これを含めまして、第12回申請では記載の5事業について事業費の配分を受けたものでございます。

4事業に係る事業費9億6,090万5,000円、交付金7億2,682万円を申請し、5事業に係る事業費として9億7,479万9,000円、交付金7億3,138万3,000円の配分を受けております。

それでは、配分された事業費の概要について説明させていただきます。

資料2ページA3判の図面をごらんいただきたいと思います。

図の左下、N o. 16松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業、石田沢の避難場所になりますが、災害時の応急活動拠点及び避難者の避難施設となります防災まちづくり拠点施設の建築工事費、建築に伴う施工監理費を申請し、申請どおり配分を受けております。

次に、その下の②N o. 17松島地区等避難施設整備事業でございます。三十刈を避難場所に整備する避難施設の建築工事費及び施工監理費、手樽、名籠、三浦地区の避難施設に係る造成工事費等の外構関連工事費、用地費、電柱移設費を追加申請し、これも申請どおり配分を受けております。

次に、右上③のN o. 27です。漁業集落防災機能強化事業ですが、この事業は手樽地区の漁業集落地内のかさ上げを行う事業でございます。名籠地区、梅ヶ沢地区の漁業集落道路整備に係る工事費及び電柱移転補償費を申請し、これも申請どおり配分を受けております。

次に、その下④N o. 40普賢堂外避難路整備事業です。この事業は、町道垣ノ内幹線及び普賢堂・垣ノ内線整備、2路線を避難道路として整備する事業でございますが、東京モータース沿いの町道垣ノ内幹線に係る用地費のほか、2路線に係る工事費等を申請し、これも申請どおり配分を受けております。

最後に、⑤N o. 26漁業集落復興効果促進事業でございます。今回、配分を受けました③のN o. 27の漁業集落防災機能強化事業費の20%について、業集落復興効果促進事業費として一括配分を受けております。具体的実施事業につきましては、漁業集落防災機能強化事業の効果を高める関連事業について今後検討し、復興庁及び農林水産省と協議をし、同意を得て実施していくことになります。

なお、次回、第13回の申請時期につきましては、10月ごろの予定となっております。

以上で歳入に係る東日本大震災復興交付金の第12回配分の内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） それでは、歳出の補正予算を説明させていただきます。

主要事業説明資料の右方に 1 と付されているものをごらんになっていただきたいと思います。

事業名、松島地区復興まちづくり拠点施設整備事業でございます。

東日本大震災による津波や地震などにより甚大な被害を受けた松島地区の復興に向けて地域住民の活動拠点となる施設の整備に要する経費を補正するものでございます。

主な事業内容といたしましては、建設工事施工監理業務委託、施設建設工事であります。

A 3 判資料の 1 ページをお開き願いたいと思います。

事業概要といたしまして、左下写真の赤い丸で囲みました陽徳院の東側に避難所の建設を予定し、鉄骨 2 階建て、延べ床面積 536 平米の避難者 130 名を収容可能な施設となっております。

資料の 2 ページをお開き願います。

1 階の器材庫には、消防車両 2 台、発電機 2 台、消火ホースなど資器材を設置いたします。器材庫奥の会議室におきましては、消防団の詰め所のほか、地区の役員会の会議などにも使用していただく予定となっております。2 階は、地区行事や研修会、子供会などの多くの方に利用していただく集会室となっております。

続きまして、主要事業説明資料の右方 2 とされている資料をごらんになっていただきたいと思います。

事業名、松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業でございます。

東日本大震災で津波被害を受けました松島地区を対象に、高台となる石田沢地区に住民及び観光客などの避難の場を確保するとともに、防災まちづくりの拠点となる施設を整備するために経費を補正するものでございます。

主な事業の内容といたしましては、建設工事施工監理業務委託、施設建設工事でございます。

資料の 1 ページをお開き願います。

事業内容といたしましては、現在、造成中の石田沢地区に、防災まちづくり拠点施設として木造平屋建て、延べ床面積 984 平米の施設を予定しております。地元住民、観光客など避難者 450 名の収容が可能となっております。

資料の 2 ページをお開き願いたいと思います。

平面図、向かって左側が消防団や自主防災組織などの研修や会議に使用する会議室となっております。右側が震災の記録などを展示するスペースと、炊き出し訓練ができる炊き出しスぺ

ースを有しました防災まちづくりセンターとなっております。

続きまして、主要事業説明資料の右方 3 番の資料の説明に入らせていただきます。

事業名、松島地区等避難施設整備事業でございます。

東日本大震災による津波や地震等により、避難者を収容する避難所の容量が不足したことから、住民や観光客などの安全を確保する避難所を整備するための経費を補正するものでございます。

主な事業内容といたしましては、建設工事施工監理業務委託、施設建設工事のほか、避難施設進入路の用地購入及び電力 N T T 柱の移転補償費でございます。

資料の 1 ページをお開き願いたいと思います。

事業内容につきましては、まず、現在、造成中の三十刈地区に避難施設といたしまして鉄骨平屋建て、延べ床面積306平米の施設を予定しております。観光客などの避難者130名の収容が可能となっております。

資料の 2 ページをお開き願いたいと思います。

避難所の内容といたしましては、180平米の集会室を初め、19畳の和室の会議室、トイレ、倉庫、給湯室といった内容となっております。トイレにつきましては、地元から外からも利用可能にできるよう要望がありましたので、そのような仕様となっております。

続きまして、資料の 3 ページをお開き願いたいと思います。

磯崎地区にあります緑松会館を避難施設として改修するものでございます。

鉄骨 2 階建て、延べ床面積433平米の施設で、避難者約80名の収容が可能となっております。

資料の 4 ページをお開き願いたいと思います。

改修前と改修後の平面図になります。会館全体の改修となりますが、避難所といたしまして有効利用を図るため、改修前の 2 階平面図の下の部分、事務室、台所の 6 畳 2 間を倉庫、多目的室に用途を変えまして、右端に表示されております浴室をトイレに変更するという内容となっております。また、現在、農業・漁業関係資料の展示室として使用しております 1 階部分につきましては、備蓄倉庫として改修し、棚を設置し備蓄品の配備を行っていく予定となっております。

続きまして、主要事業説明資料の右方 4 番の資料をごらんになっていただきたいと思います。

事業名、備蓄倉庫整備事業でございます。

東日本大震災において、食料や医療品、発電機等の資材が不足したことから、物資や資機材を備蓄する倉庫の整備に要する経費を補正するものでございます。

主な事業内容といたしましては、建設工事施工監理業務委託、施設建設工事でございます。

資料の 1 ページをお開き願いたいと思います。

今回、補正します備蓄倉庫は、三十刈地区と石田沢地区に500平米、第一小学校とフットボールセンターには150平米、運動公園には400平米規模の備蓄倉庫の建設となっております。

資料の 2 から 4 ページにつきましては、5 カ所の備蓄倉庫の平面図、立面図及び配置図となっておりますので、ごらんになっていただければと思います。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 引き続き、主要事業説明資料 5 に基づきまして説明させていただきます。

事業名につきましては、漁業集落防災機能強化事業（手樽地区）でございます。

今回の補正につきましては、手樽 5 地区の地盤かさ上げ後の境界復元に要する費用と、名籠地区の集落間道路の工事費及び電柱移転費用を補正するものであります。

資料の 1 ページをごらんいただきたいと思います。

境界復元区域図に赤色の箇所が復元測量を実施する区域でございます。名籠 1 地区、名籠 2 地区、名籠 3 地区、銭神地区、大浜地区、合わせて 3 万 5,710 平米を実施するものであります。

2 ページをお開きいただきたいと思います。

名籠地区の集落間道路といたしまして、町道梅ヶ沢西線延長が160メートルと、町道梅ヶ沢東線延長が210メートルの工事費と、工事に支障となる電柱移転補償費用を補正するものであります。

続きまして、主要事業説明資料 6 に基づき説明させていただきます。

事業名につきましては、町道手樽・富山駅線道路整備事業でございます。

今回の補正につきましては、手樽地区の町道 4 路線の工事費を補正するものであります。

資料をごらんいただきたいと思います。

場所につきましては、赤い線で表示している箇所町道手樽・富山駅線が延長1,545メートル分、それから町道三浦線が延長460メートル分、町道銭神・大浜線が延長960メートル分、町道名籠線が延長840メートルの整備を行うものであります。

続きまして、主要事業説明資料 7 を説明させていただきます。

事業名につきましては、手樽柿ノ浦地区避難路整備事業でございます。

今回の補正につきましては、町道柿ノ浦線避難道路の工事費を補正するものであります。

資料をごらんいただきたいと思います。

場所につきましては、赤い線で表示している箇所が仙石線富山駅のところから県道奥松島松島公園線までの延長360メートル、幅員6メートルで整備を行うものであります。

続きまして、主要事業説明資料の8を説明させていただきます。

事業名につきましては、普賢堂外避難路整備事業でございます。

今回の補正につきましては、垣ノ内地区の町道2路線の工事費と土地購入費を補正するものであります。

資料をごらんいただきたいと思います。

場所につきましては、赤い線で表示している箇所が町道垣ノ内幹線が延長420メートル、普賢堂・垣ノ内線が延長173.9メートルの整備を行うものであります。この中の一部を用地買収するということでございます。

続きまして、主要事業説明資料9を説明させていただきます。

事業名につきましては、高城磯崎地区避難路整備事業でございます。

今回の補正につきましては、西柳・迎山線避難道路の工事費を補正するものであります。

資料をごらんいただきたいと思います。

場所につきましては、赤い線で表示している箇所が松島高校のグラウンドの脇の道路でございます。延長165メートル、道路幅員6メートルで整備を行うということであります。

続きまして、主要事業説明資料10で説明させていただきます。

事業名につきましては、根廻磯崎線道路築造事業（磯崎地区）でございます。

今回の補正につきましては、町道根廻・磯崎線の工事費を補正するものであります。

資料をごらんいただきたいと思います。

場所につきましては、赤い線で表示している箇所が町道根廻・磯崎線の延長550メートルの整備を行うものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、進行上、休憩をとりたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、ここで休憩をとります。

再開を15時30分といたします。

午後3時18分 休 憩

午後３時３０分 再開

○議長（櫻井公一君） それでは、会議を進めます。

議案の提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑に入りたいと思います。質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第82号平成27年度松島町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第83号 平成27年度松島町下水道事業特別計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第83号平成27年度松島町下水道事業特別計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第83号平成27年度松島町下水道事業特別計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、東日本大震災復興交付金事業の松島地区外内水対策事業小石浜排水区に係る雨水管渠築造工事について補正するものであります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） それでは、議案第83号の主要事業説明資料についてご説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、工事概要でございますが、500ミリポンプ1台を増設いたし

ます小石浜雨水ポンプ場までの雨水管渠延長425.8メートルの工事を行うもので、赤の実線箇所につきましては、幅400～900ミリの自由勾配側溝186.7メートルを設置するものであり、赤の波線部分の箇所につきましては、900ミリのボックスカルバート239.1メートルを設置するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。5 番後藤良郎議員。

○5 番（後藤良郎君） 5 番後藤でございます。

この地区は皆様ご存じのとおり、今まで災害にありましてそれぞれの方はいろいろな場面で立ち会ったかなと思います。私も気になりまして、何度かあの辺を通ったときに、今の護岸のかさ上げをやっている状況をつぶさに見させてもらっています。

2 年前ぐらいに、私も一般質問の中で小石浜地区の水害対策を問うということでお話をした経緯がありました。そのときのお話では、あそこの小石浜沢川の護岸のかさ上げと、そして大型雨水ポンプの増設、そして放流渠をつくって、それを45号の下に海水を海に放流すると、そのような答えをいただいたような記憶がありました。

それで、ポンプ等かさ上げの件に関してはわかりましたが、その放流渠の部分については、今回のその部分でよろしいのかどうか、確認いたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 放流渠につきましては、27年度予算に入っておりまして、一度入札したわけでございますが、ちょっと不調になりました。だから、再度、また入札を行いたいと考えてございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○5 番（後藤良郎君） わかります。

それで、これはボックスカルバートというのは少しわからないので教えてください。

○議長（櫻井公一君） 中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） ボックスカルバートと申しますのは、普通、側溝とかあるわけですが、そうではなくて、すっかり上の部分、開渠、開いているものではなくて、地中に埋設されて水路としていくものということでつくっていくものでございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○5 番（後藤良郎君） それでは、この3点セットがそろったと仮定して、年度内の完成は見込

めるのかどうか、最後にお聞きします。

○議長（櫻井公一君） 中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） 年度内完了を目指してやっていくわけですが、けれども、昨今の入札不調等もちょっと考えますと微妙なところも出てくるかとは思いますが、それを目指して努めてまいりたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。13番阿部議員。

○13番（阿部幸夫君） ちょっとお聞きしたいんですけども、自由勾配のボックスカルバートはあるんですけども、これは何ミリぐらいの勾配で落ちているのか。

それと、ボックスカルバートそのものが上の部分、何か使い道があるのかどうか、人が歩くとか、そういうものはあるのか、それとも完全に埋まっちゃって地中に入っているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） 水路の勾配につきましては、どうしても400メートル以上あるものですから、ちょっと深くなってきますけれども、大体、普通であと2%ぐらいとりたところもあるんですけども、最低限でも1%ぐらいのところでは、設計はやっているところがございます。

それから、ボックスカルバートの上は、舗装がもう道路の舗装としてはかかってしまいますので、普通の車道なりで車が通るようになります。

○議長（櫻井公一君） 阿部議員。

○13番（阿部幸夫君） そうした場合、メンテナンス維持管理の場合は、自由勾配側溝を昔は可変型側溝と言ったんですけども、ある程度掃除できるのかなと、ちょっとボックスカルバートの場合は集水ますとか入って行って、万が一、中に堆積していた場合、そういう形でこれから掃除するとか、そういう形になるのでしょうか。

それと、ますの何メートル置きぐらいに集水ますができるのか、その辺もお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） ボックスカルバートは、大体これでは10メートルとか、曲がりの関係もあるんですけども、曲がりのところどころでマンホールを基本的に設けまして、維持管理点検作業のときはそこから行うようにと考えております。

○議長（櫻井公一君） それではほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第83号平成27年度松島町下水道事業特別計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会に付議された議案の審議は全部終了しました。

平成27年第2回松島町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後3時39分 閉 会